

公的年金財政状況報告－令和3(2021)年度－の概要

令和5(2023)年3月30日
社会保障審議会年金数理部会

0. 公的年金財政状況報告－令和3(2021)年度－について

- 「公的年金財政状況報告」は、公的年金の毎年度の財政状況について、公的年金の各制度・各実施機関からの報告に基づき、専門的な観点から横断的に分析・評価を行った結果をとりまとめたものである。
- この報告では、実績の動向等を明らかにし、財政検証との比較及び財政状況の評価を行っているほか、共済組合等を含めた厚生年金全体での財政状況もとりまとめている。

「公的年金財政状況報告－令和3(2021)年度－」の構成

第1章 公的年金の概要

第2章 財政状況

第1節 被保険者の現状及び推移

第2節 受給権者の現状及び推移

第3節 財政収支の現状及び推移

第4節 財政指標の現状及び推移

第3章 財政検証結果との比較

第1節 財政検証結果と比較することの意義と手法

第2節 財政収支等の実績と将来見通しとの比較

(人口要素、経済要素、被保険者数等、収入、支出、積立金)

第3節 財政指標の実績と将来見通しとの比較

第4節 積立金の乖離の分析

第5節 厚生年金に係る財政状況の評価

第6節 公的年金に係る財政状況の評価

付属資料(長期時系列表、用語解説など)

令和3(2021)年度分に係る 報告聴取経過

- 第94回年金数理部会
(令和4(2022)年12月26日開催)
 - ・厚生年金保険(第1号)
 - ・国民年金・基礎年金制度

- 第95回年金数理部会
(令和5(2023)年1月11日開催)
 - ・国家公務員共済組合
 - ・地方公務員共済組合
 - ・私立学校教職員共済制度

※ この概要には、報告の第2章、第3章からの抜粋と、参考資料として、社会保障審議会年金数理部会の概要、年金制度の体系、公的年金の財政の仕組みを掲載している。

被保険者の現状及び推移

(第2章第1節より抜粋)

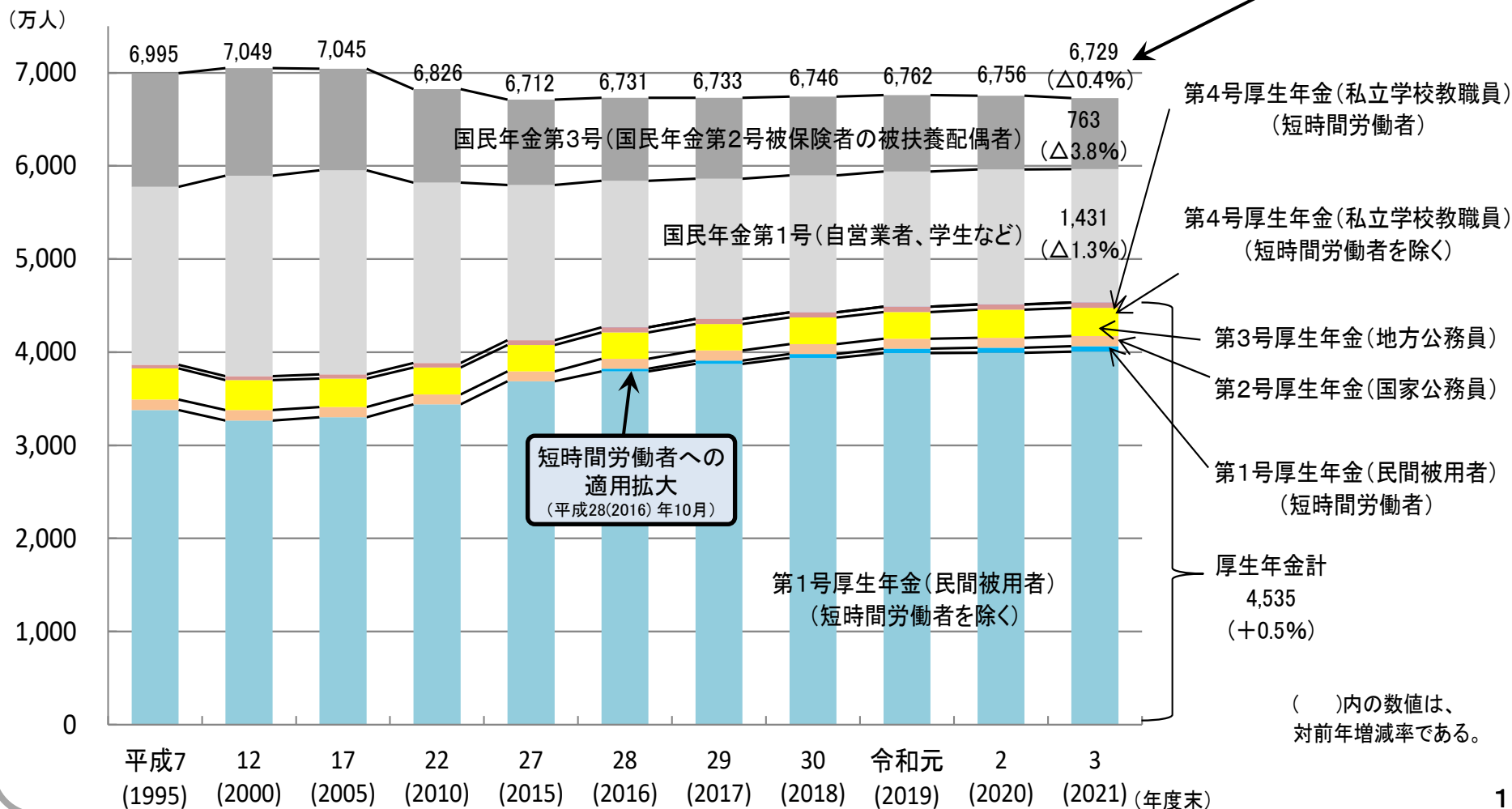
1. 公的年金の被保険者数の推移
2. 被保険者の年齢分布
3. 被保険者の年齢分布の変化(厚生年金計)
4. 被保険者の年齢分布の変化(短時間労働者)
5. 被保険者の年齢分布の変化(国民年金第1号)
6. 被保険者の年齢分布の変化(国民年金第3号)
7. 厚生年金の標準報酬月額別被保険者の分布

1. 公的年金の被保険者数の推移

報告書

87～89ページ

- 令和3(2021)年度は、厚生年金の被保険者が増加したものの、国民年金第1号被保険者、第3号被保険者が減少したため、公的年金の被保険者数は0.4%減少。
- 厚生年金の被保険者数の増加率は0.5%であり、このうち短時間労働者を除いた被保険者数の増加率は0.4%、短時間労働者の被保険者数の増加率は7.4%(男性5.1%、女性8.2%)。



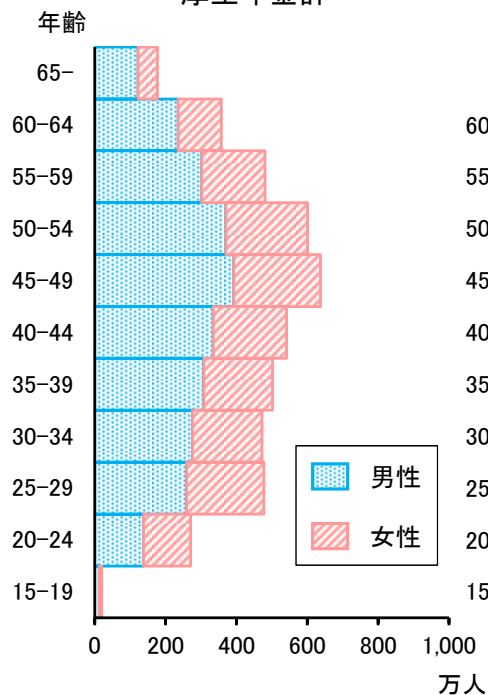
2. 被保険者の年齢分布

報告書

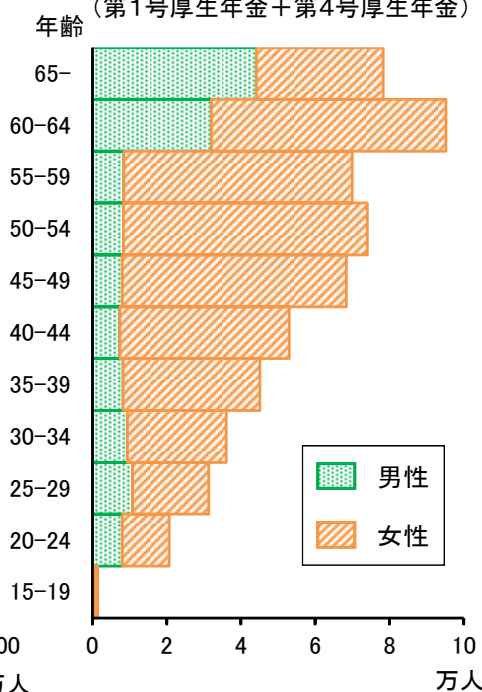
90～92ページ

- 令和3(2021)年度末の被保険者の年齢分布をみると、厚生年金計や国民年金第3号被保険者では45～49歳の年齢階級の割合が最も大きい。
- 厚生年金被保険者のうち短時間労働者(厚生年金に占める割合は1.3%)では、男性は60歳以上の被保険者が多く、女性は45～64歳の被保険者が多い。
- 国民年金第1号被保険者では20～24歳の年齢階級の割合が最も大きく2割強を占める。

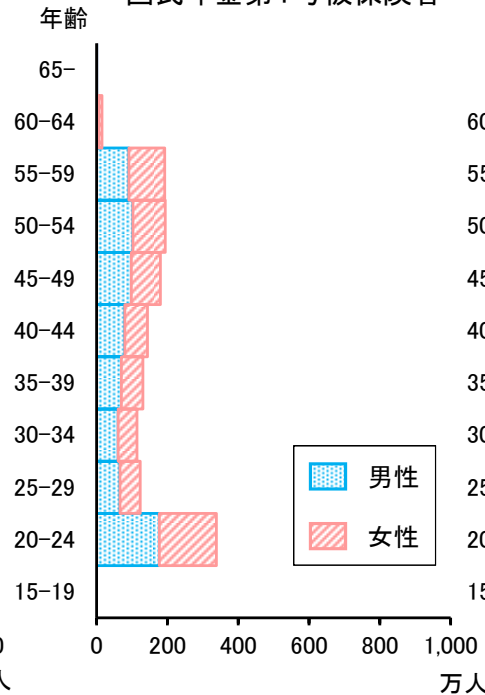
厚生年金計



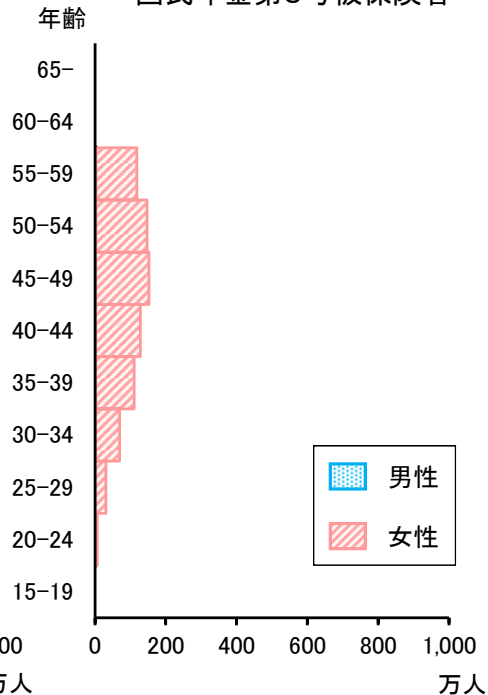
厚生年金被保険者のうち短時間労働者
(第1号厚生年金+第4号厚生年金)



国民年金第1号被保険者



国民年金第3号被保険者



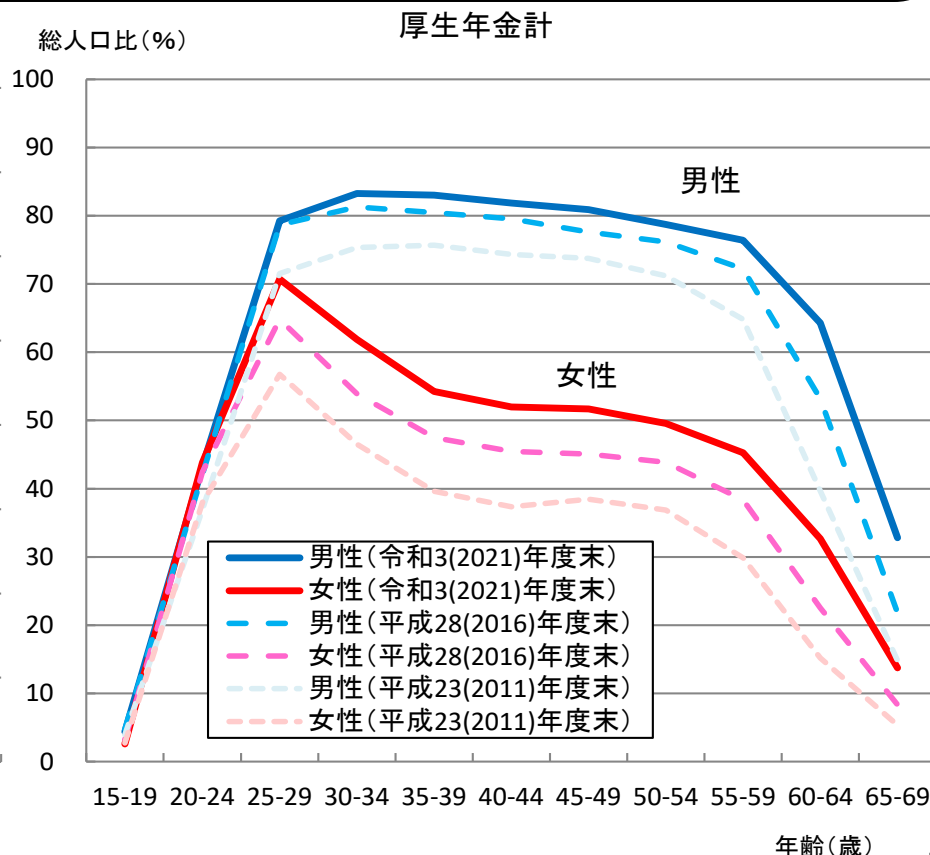
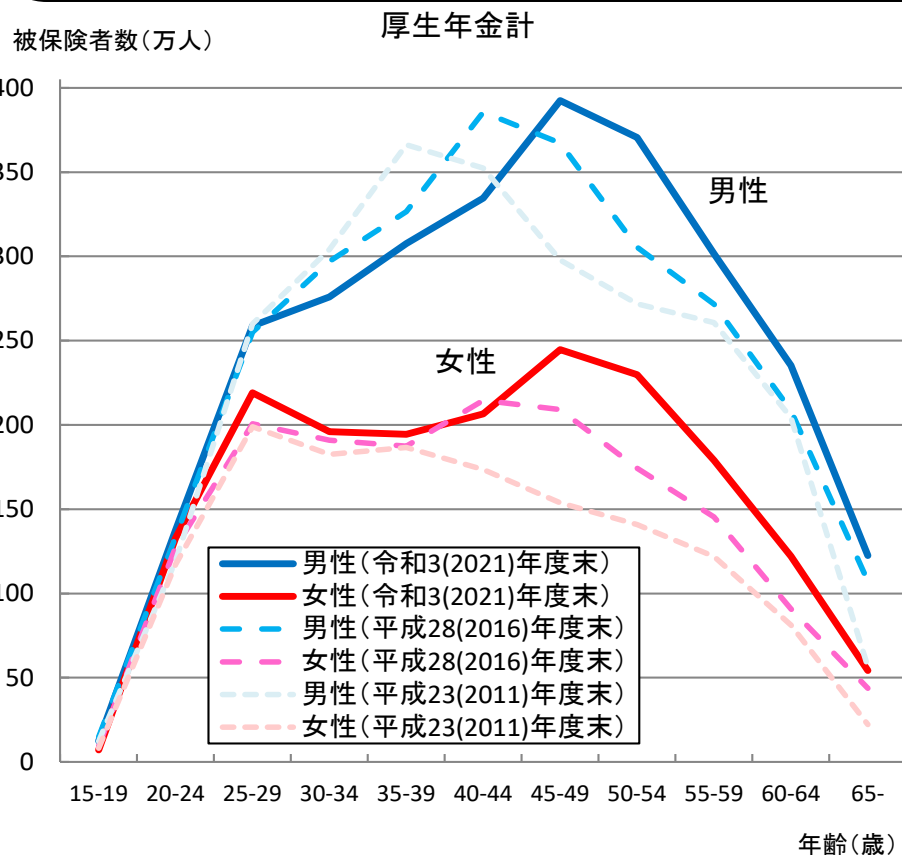
3. 被保険者の年齢分布の変化(厚生年金計)

報告書

93、94、100ページ

○ 厚生年金計の男性では、最も被保険者数が多い年齢階級が10年前は35～39歳、5年前は40～44歳、令和3(2021)年度末では45～49歳にシフト(団塊ジュニア世代)。厚生年金計の女性では、15～19歳及び40～44歳を除き被保険者数が増加。男女ともに65～69歳の被保険者数がこの5年で増加。

○ 被保険者数を人口比で見ると、男女ともに5年前と比べ、15～19歳を除き上昇。65～69歳ではこの5年で、男性が21.8%から32.8%に、女性が8.3%から13.8%になっており、65歳以上の雇用が進展。

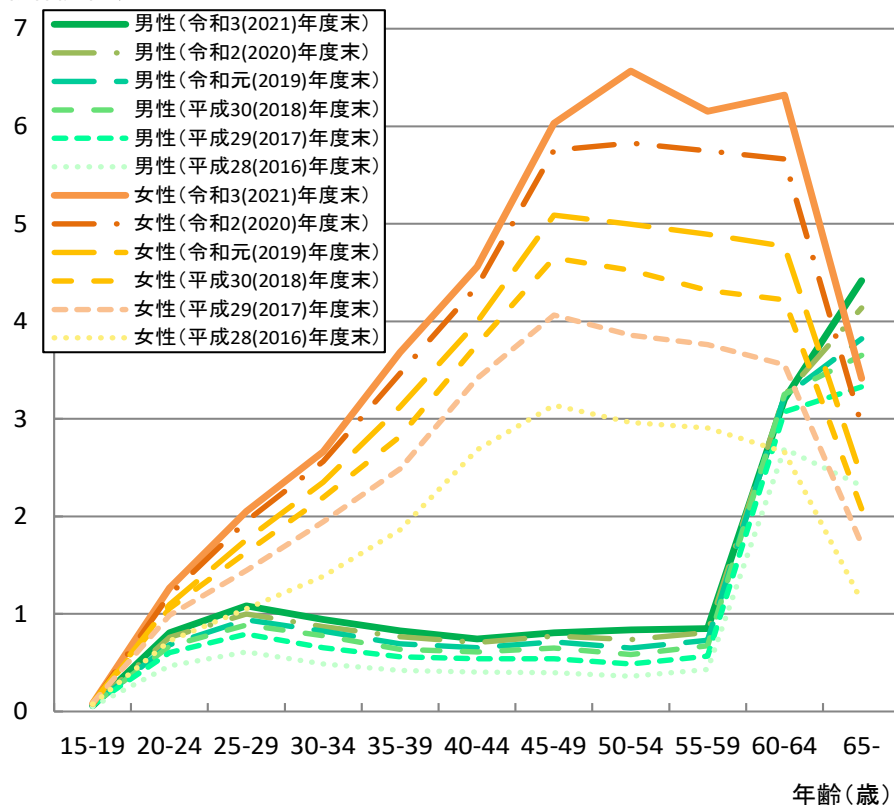


4. 被保険者の年齢分布の変化(短時間労働者)

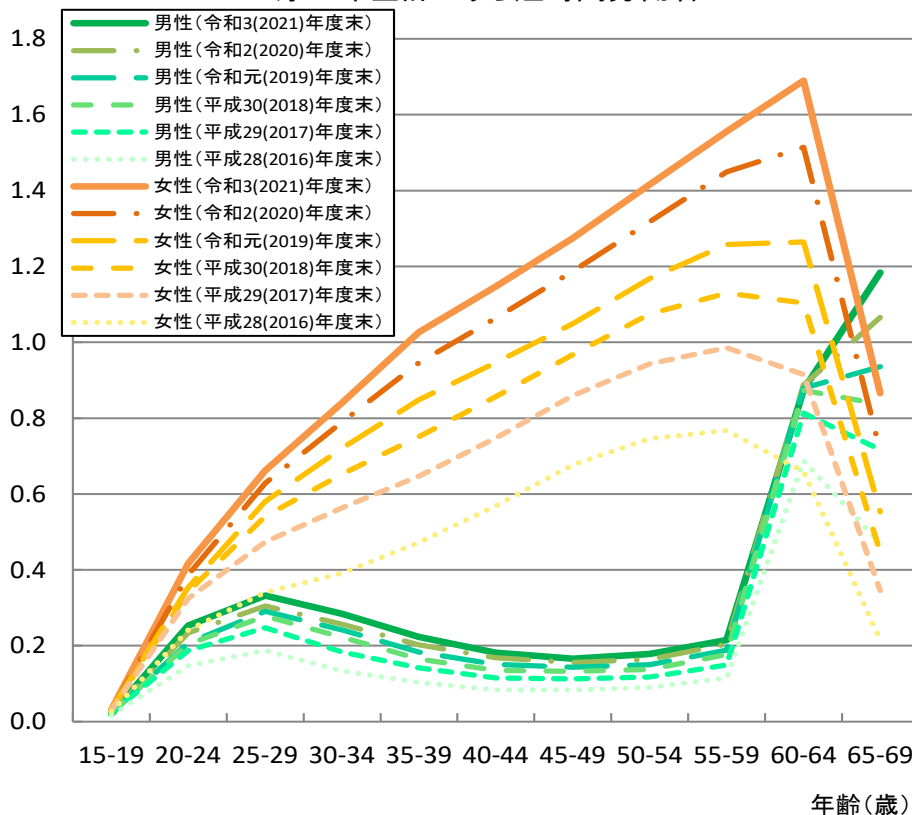
報告書
93、95、100ページ

- 厚生年金計のうち短時間労働者(厚生年金に占める割合は1.3%)については、前年度末に比べ、男性の15～19歳、60～64歳を除き被保険者が増加。
- 被保険者数を人口比で見ると、前年度末に比べ、男性の15～19歳、60～64歳を除き上昇。

被保険者数(万人) 厚生年金計のうち短時間労働者



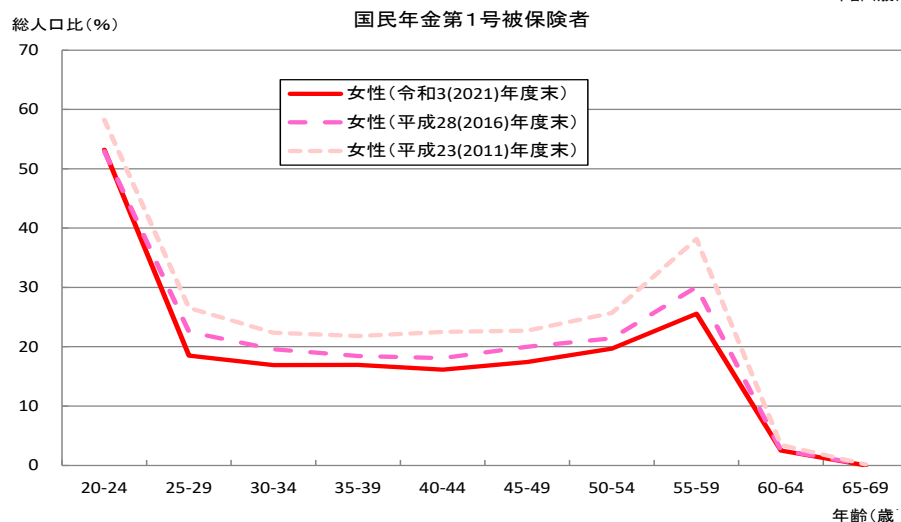
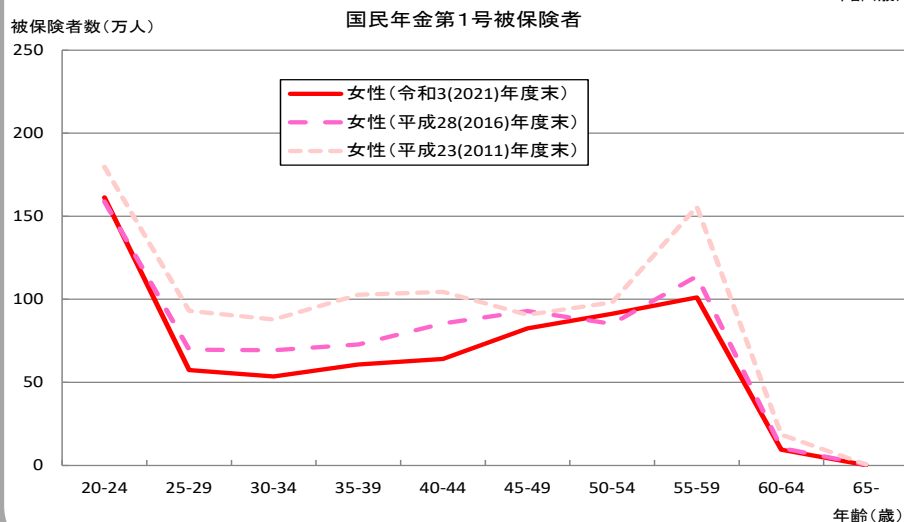
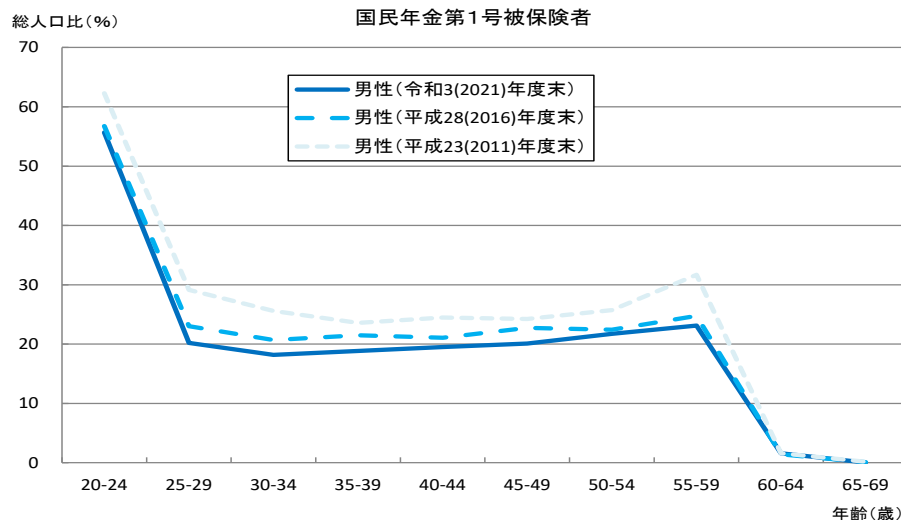
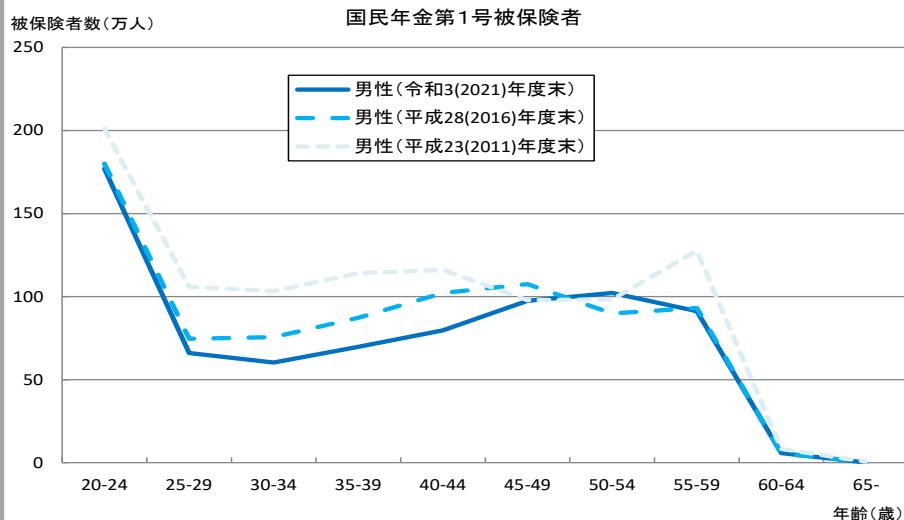
総人口比(%) 厚生年金計のうち短時間労働者



5. 被保険者の年齢分布の変化(国民年金第1号)

報告書
94、98、
99、101ページ

- 国民年金第1号被保険者では、団塊ジュニア世代のシフトを除くと、男女ともに全体的に被保険者数が減少。
- 被保険者数を人口比で見ると、5年前と比べ、男性の60～64歳、女性の20～24歳を除き低下。

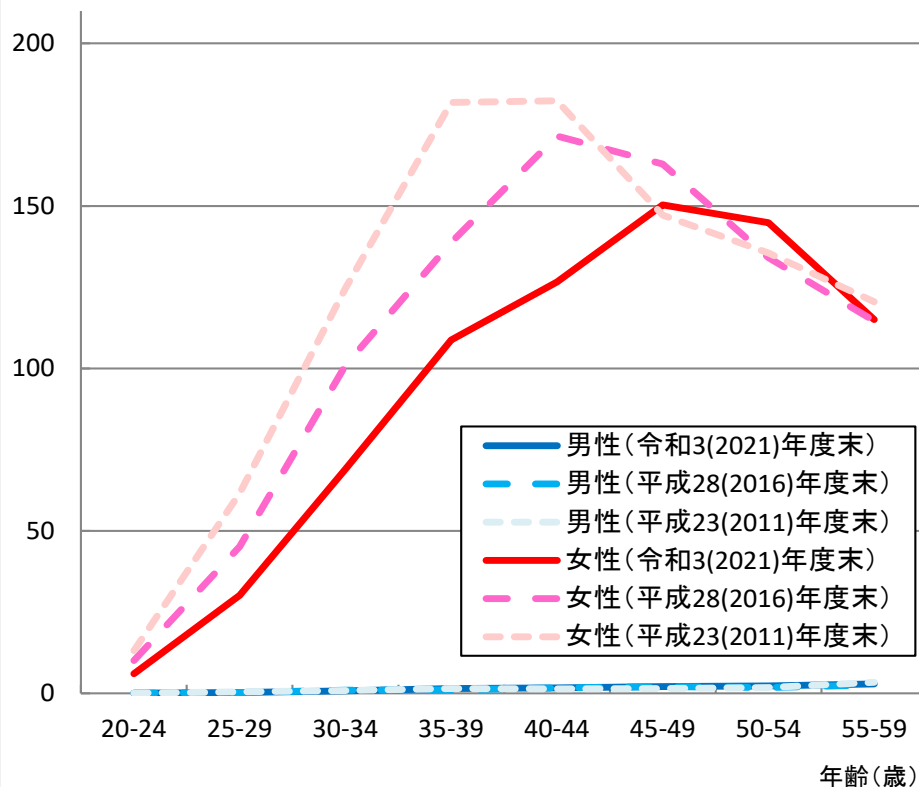


6. 被保険者の年齢分布の変化(国民年金第3号)

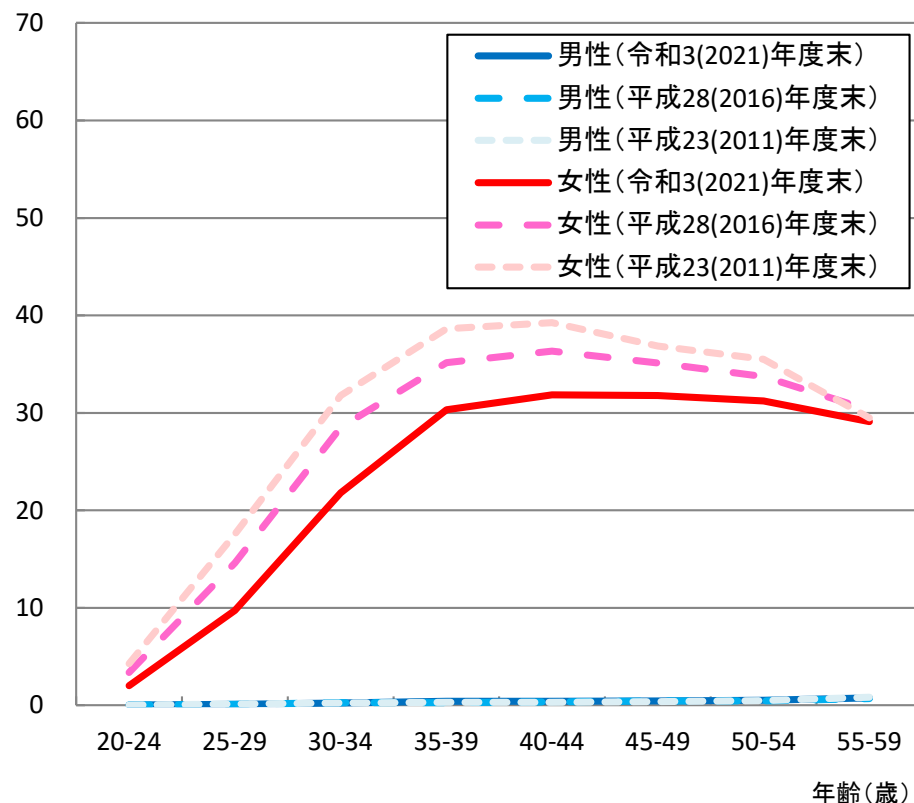
報告書
94、99、102ページ

- 国民年金第3号被保険者の女性では、44歳以下の被保険者数の減少が著しい。
- 被保険者数を人口比で見ると、男性は5年前から大きな変化はなく、女性は5年前と比べ、全ての年齢階級で低下。

被保険者数(万人) 国民年金第3号被保険者



総人口比(%) 国民年金第3号被保険者



7. 厚生年金の標準報酬月額別被保険者の分布

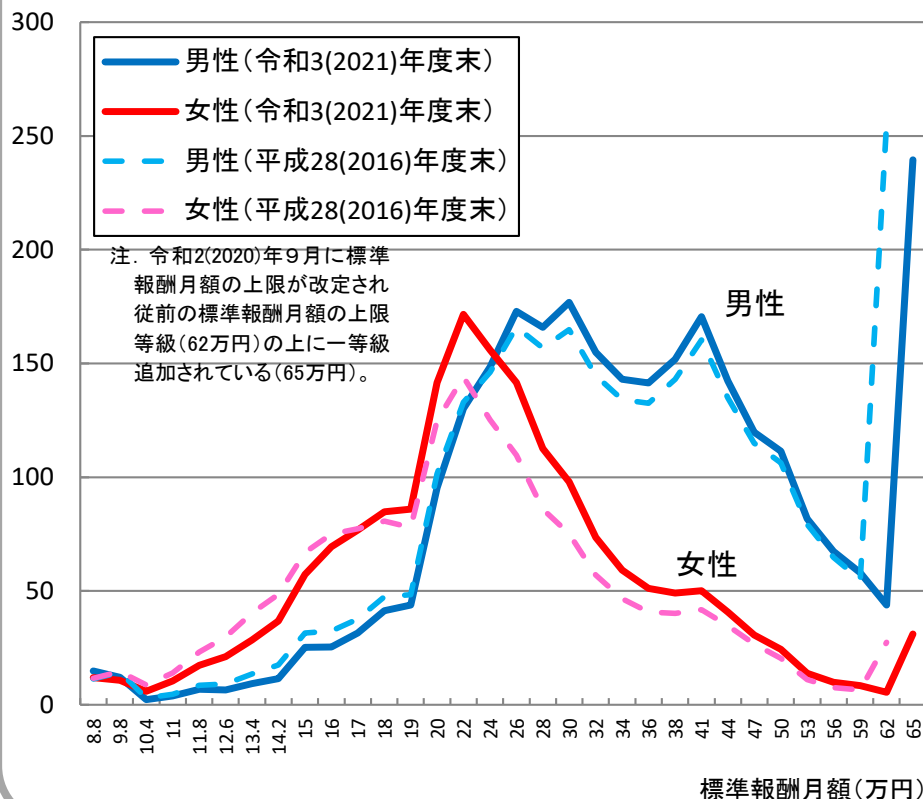
報告書
108～111
ページ

○ 厚生年金計の男性は、65万円 の被保険者が最も多くなっており、他には、26～30万円と41万円にピークがある分布。厚生年金計の女性は、22万円にピークがある分布。

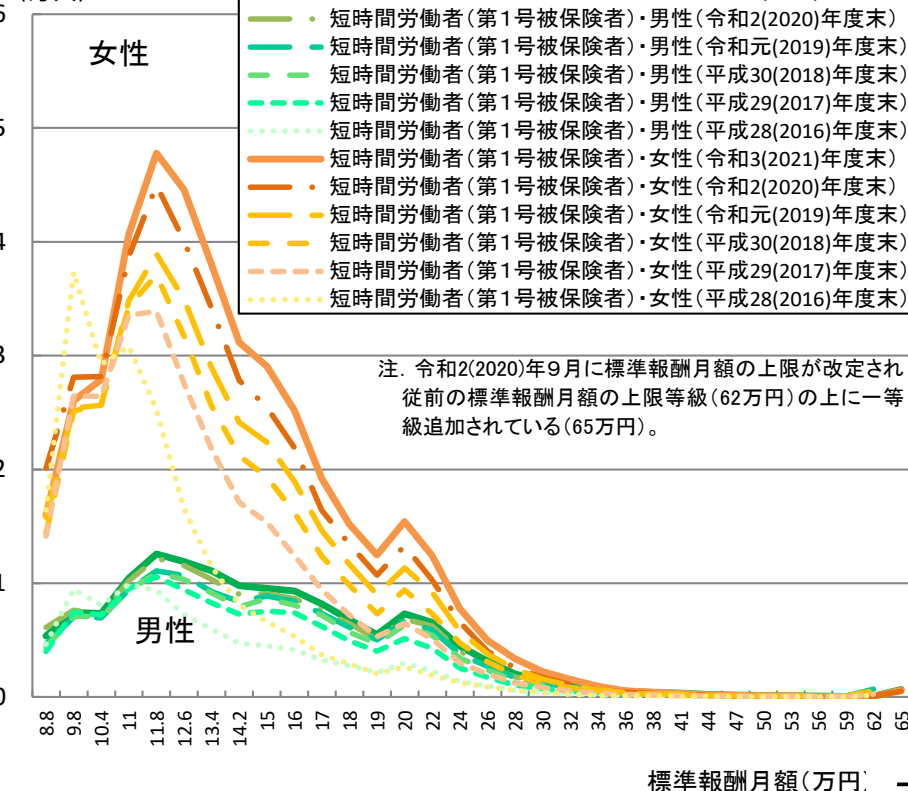
5年前の分布と比較すると、男性では、9.8～22万円を除き被保険者数が増加。女性では、9.8～17万円を除き増加。

○ 第1号被保険者(民間被用者)の短時間労働者は、男性、女性ともに11.8万円にピークがある分布。5年前の分布と比較すると、男性では9.8万円、10.4万円を除き被保険者数が増加。女性では、8.8～10.4万円を除き増加。

被保険者数(万人) 厚生年金計



被保険者数(万人) 第1号被保険者(民間被用者)のうち短時間労働者



標準報酬月額(万円)

受給権者の現状及び推移

(第2章第2節より抜粋)

- 8. 受給権者の年金総額の推移
- 9. 老齢・退年相当の受給権者の年齢分布
- 10. 共済組合等の
職域加算部分を除いた老齢・退年相当の平均年齢月額(推計)
- 11. 老齢相当の受給権者の年齢階級別平均年金月額
- 12. 老齢相当の年金月額階級別受給権者数

8. 受給権者の年金総額の推移

報告書
126～128
ページ

令和3(2021)年度末の年金総額は、公的年金制度全体で57.6兆円。令和2(2020)年度末に比べ、旧厚生年金、国共済及び地共済では減少し、私学共済及び国民年金では増加。

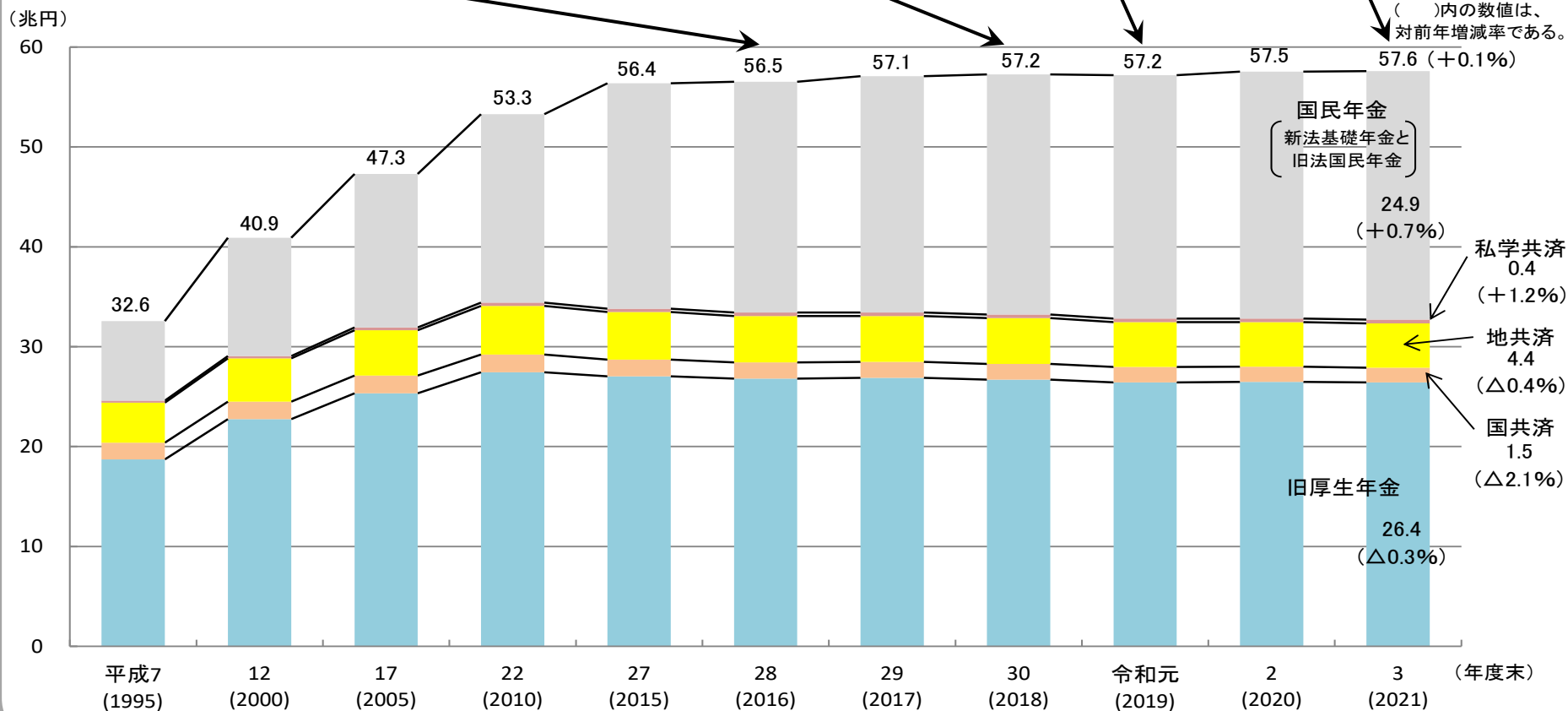
男性及び共済組合等の女性において、報酬比例部分の支給開始年齢が62歳に引上げ

旧厚生年金では、女性において報酬比例部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられるとともに特別支給の定額部分がなくなった

男性及び共済組合等の女性において、報酬比例部分の支給開始年齢が63歳に引上げ

旧厚生年金の女性において、報酬比例部分の支給開始年齢が62歳に引上げ

()内の数値は、対前年増減率である。



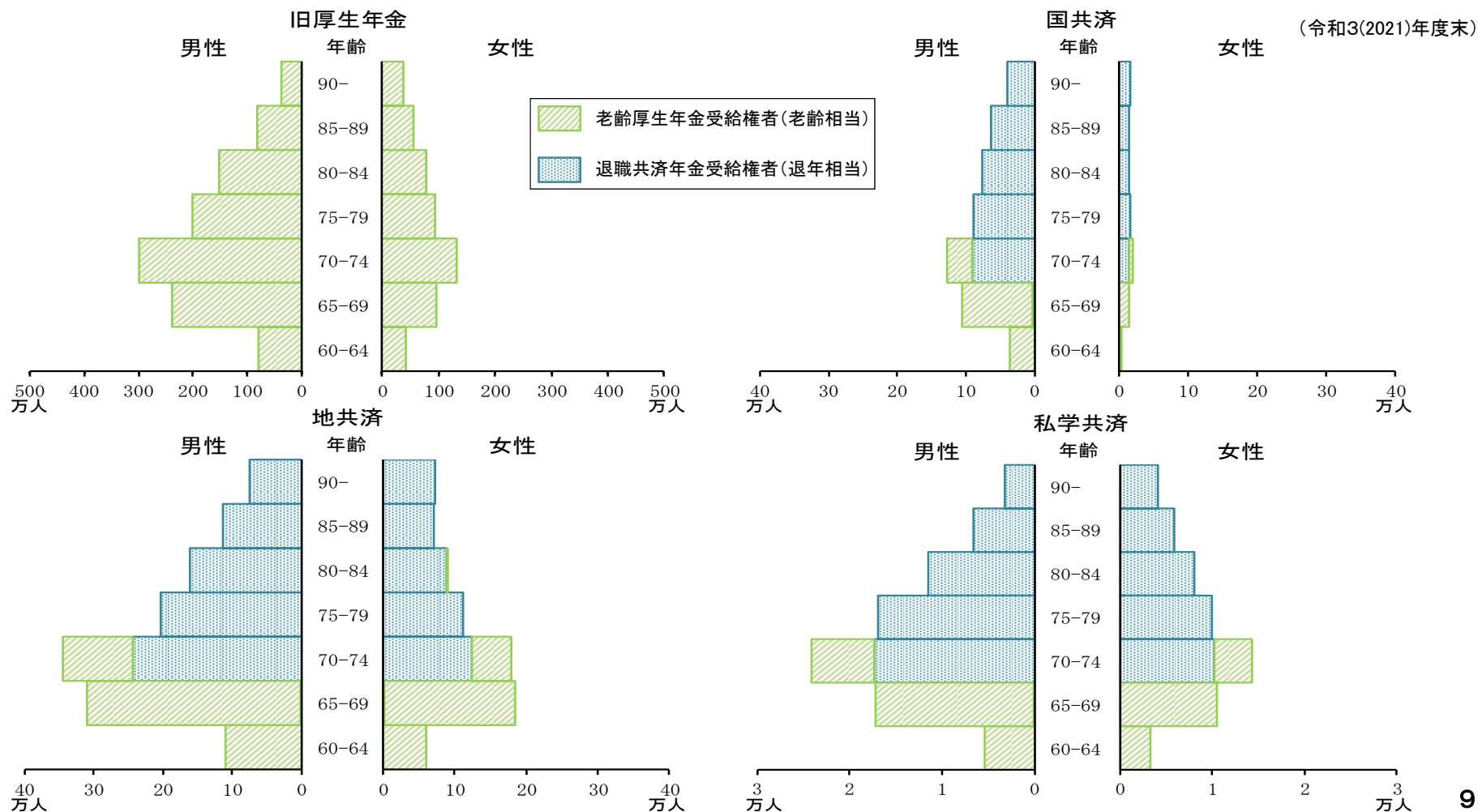
注 平成27(2015)年度以降の国共済、地共済及び私学共済は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者の年金総額と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者の年金総額の合計である。

9. 老齢・退年相当の受給権者の年齢分布

報告書
134ページ

- 地共済の女性を除き70～74歳の年齢階級の受給権者数が最も多くなっている。地共済の女性は65～69歳の年齢階級の受給権者が最も多くなっている。
- 国共済では女性の受給権者が少ないこと、女性において65歳以上の各年齢階級における受給権者数にあまり差がないのが特徴的。

※ 老齢・退年相当とは、老齢(退職)年金の受給権者のうち、原則25年以上の被保険者期間を有するものをいう。



10 共済組合等の職域加算部分を除いた老齢・退年相当の平均年金額(推計)

共済組合等の共済年金には職域加算部分が含まれていることから、これを除いた厚生年金相当部分の年金額を推計している。

厚生年金計での平均年金額は14.9万円、男女別では男性16.6万円、女性11.3万円となっている。

実施機関によって年金額に差が生じているのは、男性では、平均加入期間は旧厚生年金の方が国共済及び私学共済より長いものの、年金額の算定基礎となる標準報酬額が共済組合等の方が高いと考えられること、共済組合等における受給権者の年齢が旧厚生年金より高いことが影響。

区分	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計
平均年金額 (令和3(2021)年度末) (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円
計	143,965	172,596	176,092	176,053	148,680
男性	163,380	175,911	182,719	191,681	166,087
女性	104,686	155,830	164,735	152,416	113,317
女(男=100)	64.1	88.6	90.2	79.5	68.2

注1 国共済、地共済及び私学共済の退年相当の退職共済年金の職域加算部分を除いた年金額は推計値である。

注2 国共済、地共済及び私学共済は、退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

女性では、年金額の算定基礎となる標準報酬額の差があると考えられること、共済組合等の平均加入期間が旧厚生年金よりも相当程度長いこと、国共済及び私学共済においては受給権者の年齢が旧厚生年金より高くなっていることが影響。

11. 老齢相当の受給権者の年齢階級別平均年金額

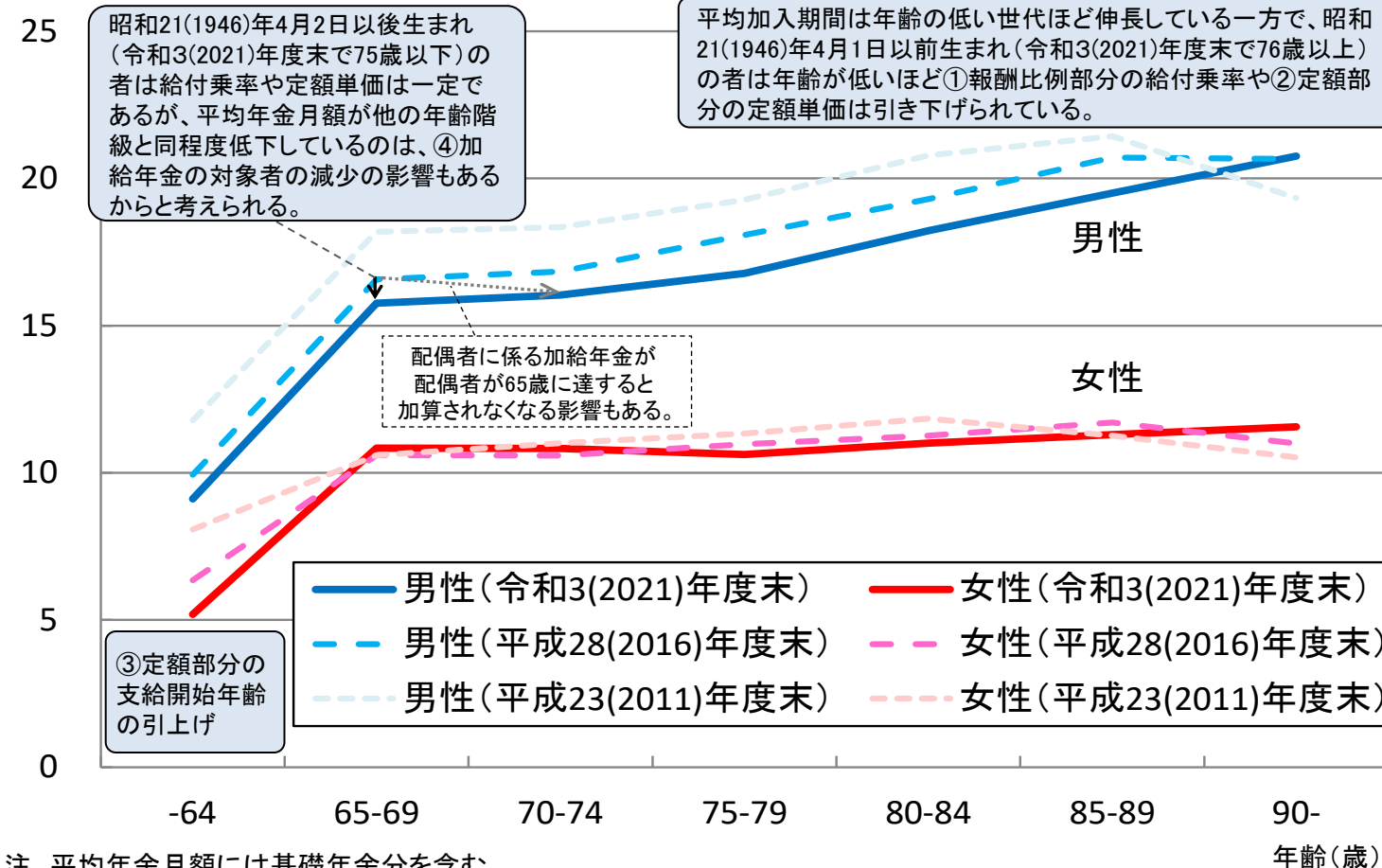
旧厚生年金の平均年金額は、受給権者全体の平均加入期間が伸長するなかで、減少傾向にあるが、その要因として、

- ①報酬比例部分の給付乗率の引下げ ②定額部分の定額単価の引下げ ③定額部分の支給開始年齢の引上げ
④加給年金の対象者の減少 ⑤年金改定率※ ⑥特例水準の解消(年金額のマイナス改定)
が考えられる。

※ 平成24(2012)年度以降では⑥以外に平成24(2012)年度、平成29(2017)年度、令和3(2021)年度がマイナス改定

平均年金額(万円)

旧厚生年金



注 平均年金額には基礎年金分を含む。

12. 老齢相当の年金月額階級別受給権者数

報告書

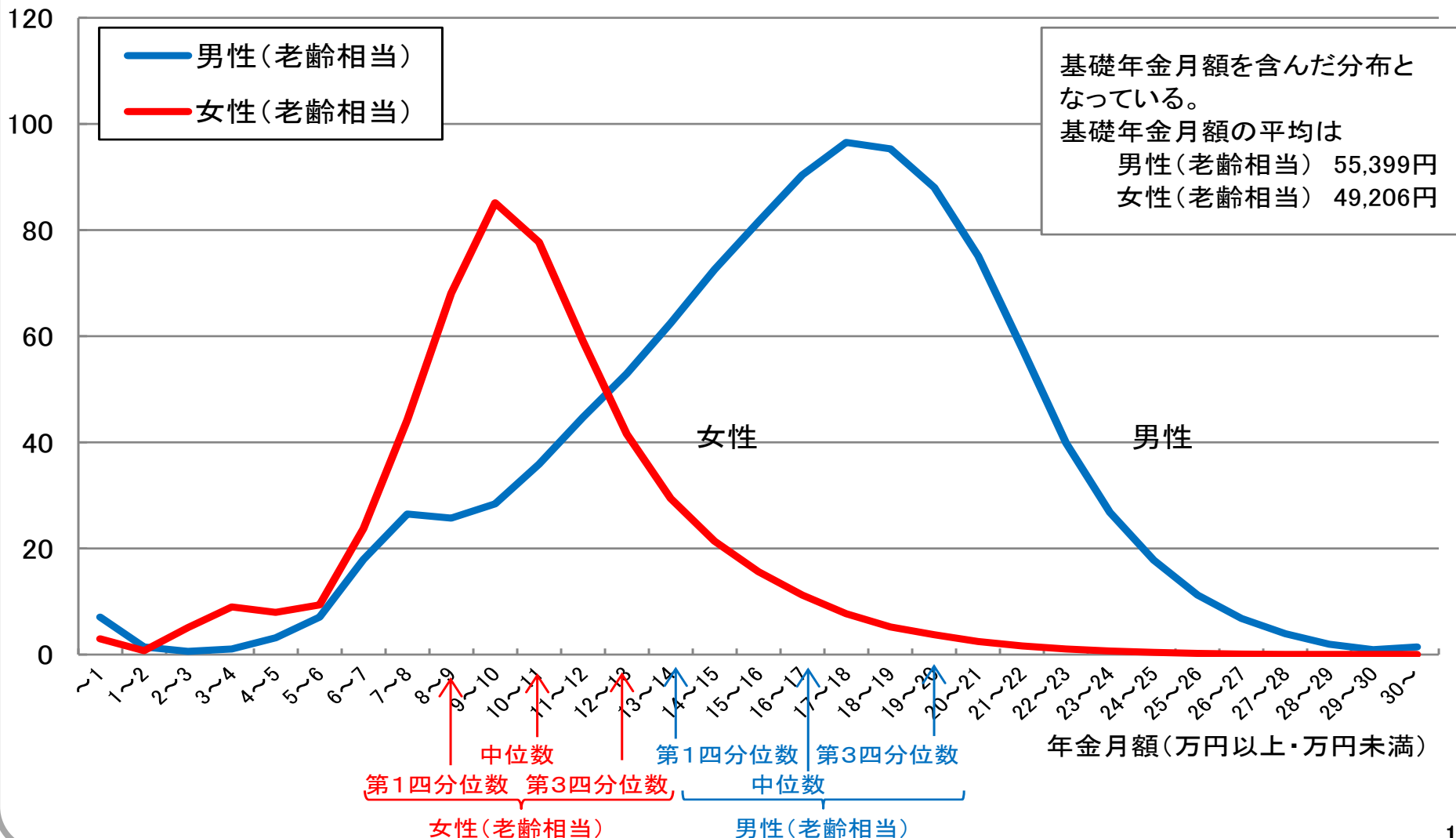
158～160ページ

基礎年金を含む額で、男性は16～20万円に、女性は8～12万円にピークがある。

受給権者数(万人)

旧厚生年金(基礎年金を含む)

(令和3(2021)年度末)



財政収支の現状

(第2章第3節より抜粋)

- 13. 令和3(2021)年度の単年度収支状況
- 14. 厚生年金の保険料収入の増減要因の分析
- 15. 国民年金勘定の現年度保険料収入の増減要因の分析

13. 令和3(2021)年度の単年度収支状況

報告書

168～173ページ

- 「運用損益分を除いた単年度収支残」と「運用損益」に分けて分析している。
- 公的年金制度全体でみると、収入面では、保険料収入が39.9兆円、国庫・公経済負担が13.3兆円等であり、運用損益分を除いた単年度の収入総額は54.0兆円。支出面では、年金給付費が53.4兆円であり、支出総額は53.7兆円。この結果、運用損益分を除いた単年度収支残は0.3兆円のプラス。
- 運用損益は、外国株式市場の大幅な上昇や円安により、時価ベースで11.9兆円のプラス。
- これらの結果、公的年金制度全体の時価ベースの年度末積立金は前年度末に比べ12.2兆円増加し246.1兆円。

区 分		厚生年金 計	国民年金		公的年金 制度全体	
			国民年金勘定	基礎年金勘定		
前年度末積立金（㉞）		時価ベース	2, 193, 421	103, 259	41, 942	2, 338, 623
（単 収 年 度 入）	総額		510, 732	34, 409	253, 955	539, 818
	（再掲）保険料収入		385, 995	13, 496	・	399, 491
	（再掲）国庫・公経済負担		113, 965	18, 915	・	132, 880
	（再掲）基礎年金交付金		3, 474	1, 958	・	①
	（再掲）基礎年金拠出金収入		・	・	253, 847	②
（単 支 年 度 出）	総額		512, 527	37, 426	246, 363	537, 037
	（再掲）給付費		289, 699	2, 965	240, 926	533, 590
	（再掲）基礎年金拠出金		220, 556	33, 291	・	②
	（再掲）基礎年金相当給付費（基礎年金交付金）		・	・	5, 432	①
運用損益分を除いた単年度収支残（㉟）			△1, 795	△3, 016	7, 592	2, 781
運用損益（㊱）		時価ベース	113, 692	5, 319	4	119, 016
その他（㊲）		時価ベース	210	79	－	289
年度末積立金（㊳＋㉟＋㊱＋㊲）		時価ベース	2, 305, 528	105, 642	49, 539	2, 460, 709
年度末積立金の対前年度増減額		時価ベース	112, 107	2, 382	7, 597	122, 086

注1 厚生年金計は、厚生年金全体としての財政収支状況をとらえるため、厚生年金実施機関間でのやりとりを収入・支出両面から除いている。また、公的年金制度全体は、同様に、公的年金制度内でのやりとり（基礎年金拠出金②・基礎年金交付金①）を収入・支出両面から除いている。

注2 厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注3 「その他 (㊲)」に計上している額は、厚生年金勘定及び国民年金（国民年金勘定）の「業務勘定から積立金への繰入れ」である。

14. 厚生年金の保険料収入の増減要因の分析

報告書

178、179ページ

厚生年金の保険料収入の推移

年度	厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計
平成 /令和	億円	億円	億円	億円	億円
2 (2020)	320,612	12,849	34,553	4,788	372,802
3 (2021)	333,535	12,918	34,575	4,967	385,995

対前年度増減率 (%)

3 (2021)	4.0	0.5	0.1	3.7	3.5
----------	-----	-----	-----	-----	-----

注 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

被保険者数の増加が
保険料収入を増加させる方向に寄与。

1人当たり標準報酬額の減少が
保険料収入を減少させる方向に寄与。

区分		厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済
		%	%	%	%
保険料収入の対前年度増減率		4.0	0.5	0.1	3.7
要因別の寄与分	被保険者数	0.5	0.3	1.5	1.3
	1人当たり標準報酬額	1.3	0.2	△1.3	0.7
	保険料率	—	—	—	2.3
	その他	2.3	0.0	△0.1	△0.6

注1 要因別の寄与分は推計値であり、前年度の保険料収入に対する率で表している。

注2 被保険者数は、年度間平均値を用いている。

その他は要因分析の残差であるが、新型コロナウイルス感染症への対応として実施した納付猶予特例制度^{*}の影響が含まれる。

※令和2(2020)年1月分から12月分までの保険料の納付を申請により1年間猶予

令和3(2021)年度中に保険料率が引き上げられたことが保険料収入を増加させる方向に寄与。

15. 国民年金勘定の現年度保険料収入の増減要因の分析

年度	保険料収入			現年度納付率	最終納付率	保険料
	現年度保険料	過年度保険料				
令和（西暦）	億円	億円	億円	%	%	円
元（2019）	13,458	12,817	641	69.3	78.0	16,410
2（2020）	13,365	12,749	616	71.5		16,540
3（2021）	13,496	12,836	660	73.9		16,610

国民年金第1号被保険者数の減少が
保険料収入を減少させる方向に寄与。

保険料免除被保険者数割合の上昇が
保険料収入を減少させる方向に寄与。

国民年金保険料額の名目額での上昇が
保険料収入を増加させる方向に寄与。

対前年度増減率（%）	対前年度増減差		
元（2019）	2（2020）	3（2021）	
△3.2	△2.6	△14.6	1.1
△0.7	△0.5	△3.9	2.2
1.0	0.7	7.1	2.4

注1 納付率は、納付対象月数に対する納付月数の割合である。納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数及び納付猶予月数を含まない）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。なお、納付対象月数、納付月数ともに保険料一部納付者についても1月と計数している。

注2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率である。

区分		令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)
		%	%	%
現年度保険料の対前年度増減率		△2.6	△0.5	0.7
要因別の寄与分	被保険者数	△2.0	△0.3	△1.1
	保険料免除被保険者数割合	△1.8	△3.3	△3.2
	保険料額	0.3	0.8	0.5
	現年度納付率	1.7	3.2	3.3
	その他	△0.7	△1.0	1.2

注1 要因別の寄与分は推計値であり、前年度の現年度保険料に対する率で表している。

注2 被保険者数は、年度間平均値を用いている。

注3 保険料額は、収納月を考慮して加重平均している。

納付率の上昇が保険料収入を増加させる方向に寄与。

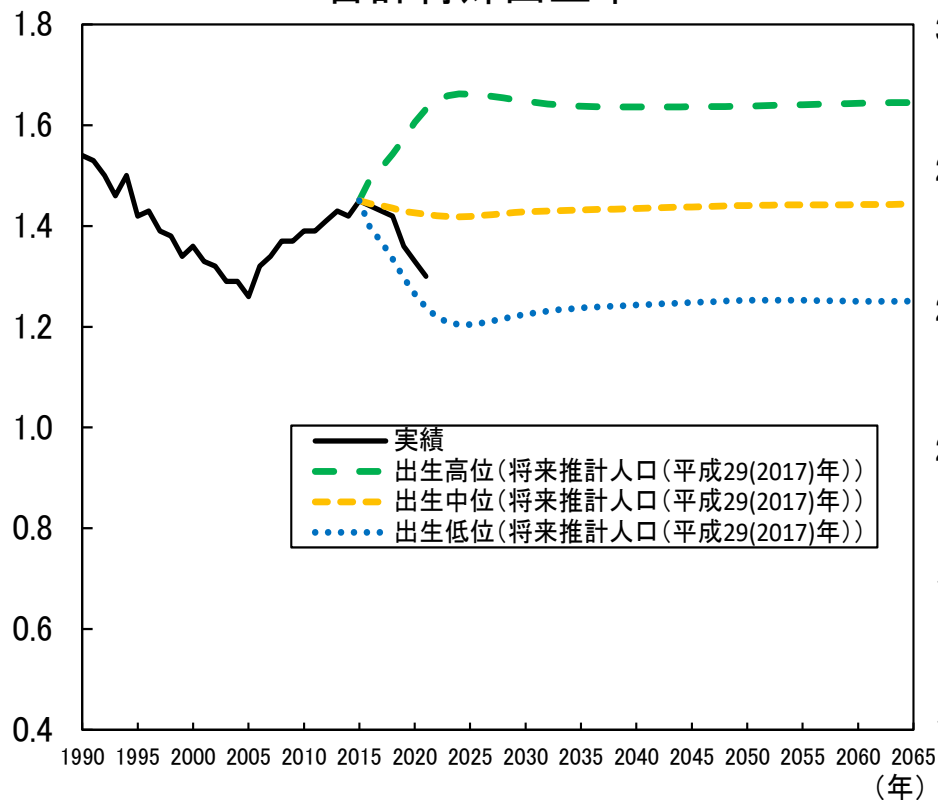
財政収支等及び財政指標の 実績と将来見通しとの比較 (第3章第2、3節より抜粋)

16. 合計特殊出生率と65歳平均余命 の実績と前提との比較
17. 物価上昇率 の実績と前提との比較
18. 実質賃金上昇率 の実績と前提との比較
19. 実質的な運用利回り の実績と前提との比較
20. 労働力率 の実績と前提との比較
21. 被保険者数 の実績と将来見通しとの比較
22. 受給者数 の実績と将来見通しとの比較
23. 保険料収入 の実績と将来見通しとの比較
24. 給付費 の実績と将来見通しとの比較
25. 基礎年金拠出金 の実績と将来見通しとの比較
26. 積立金 の実績と将来見通しとの比較
27. 財政指標 の実績と将来見通しとの比較

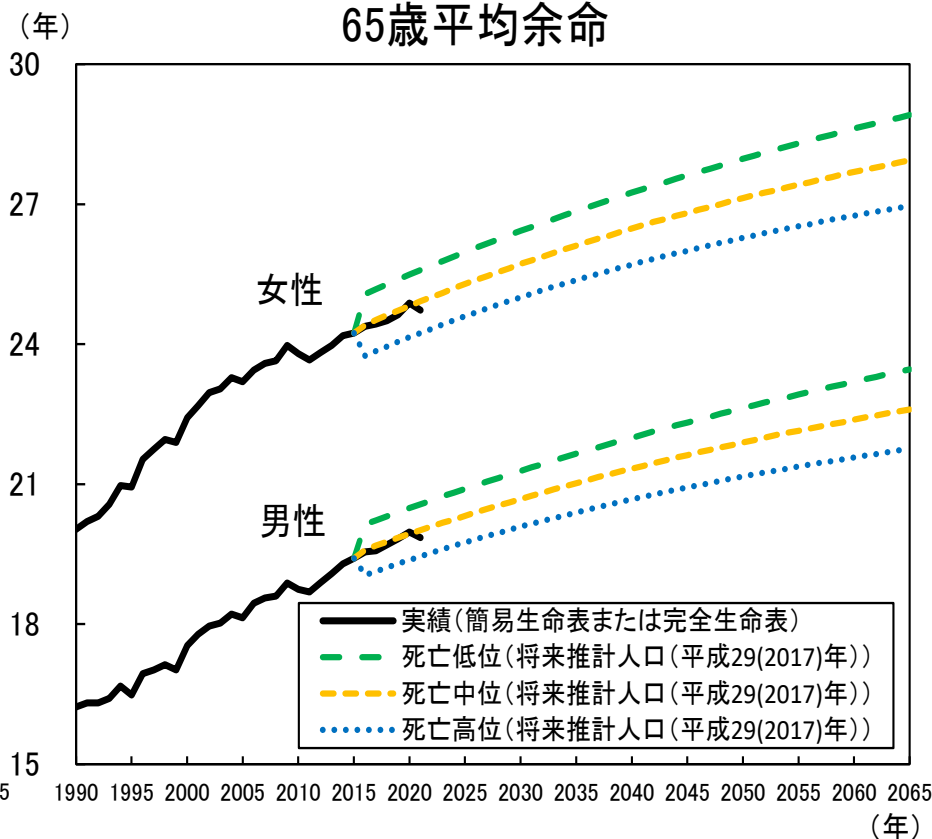
16. 合計特殊出生率と65歳平均余命の実績と前提との比較

- 合計特殊出生率について、令和3(2021)年の実績は、前年よりも0.03ポイント低下し、出生中位と出生低位の仮定値の間に位置しているが、令和元(2019)年に比べて出生中位の仮定値との乖離が拡大している。
- 65歳平均余命について、令和3(2021)年の実績は、前年よりも男性で0.11年、女性で0.14年低下し、男女ともに死亡中位の仮定値を下回っている。

合計特殊出生率



65歳平均余命

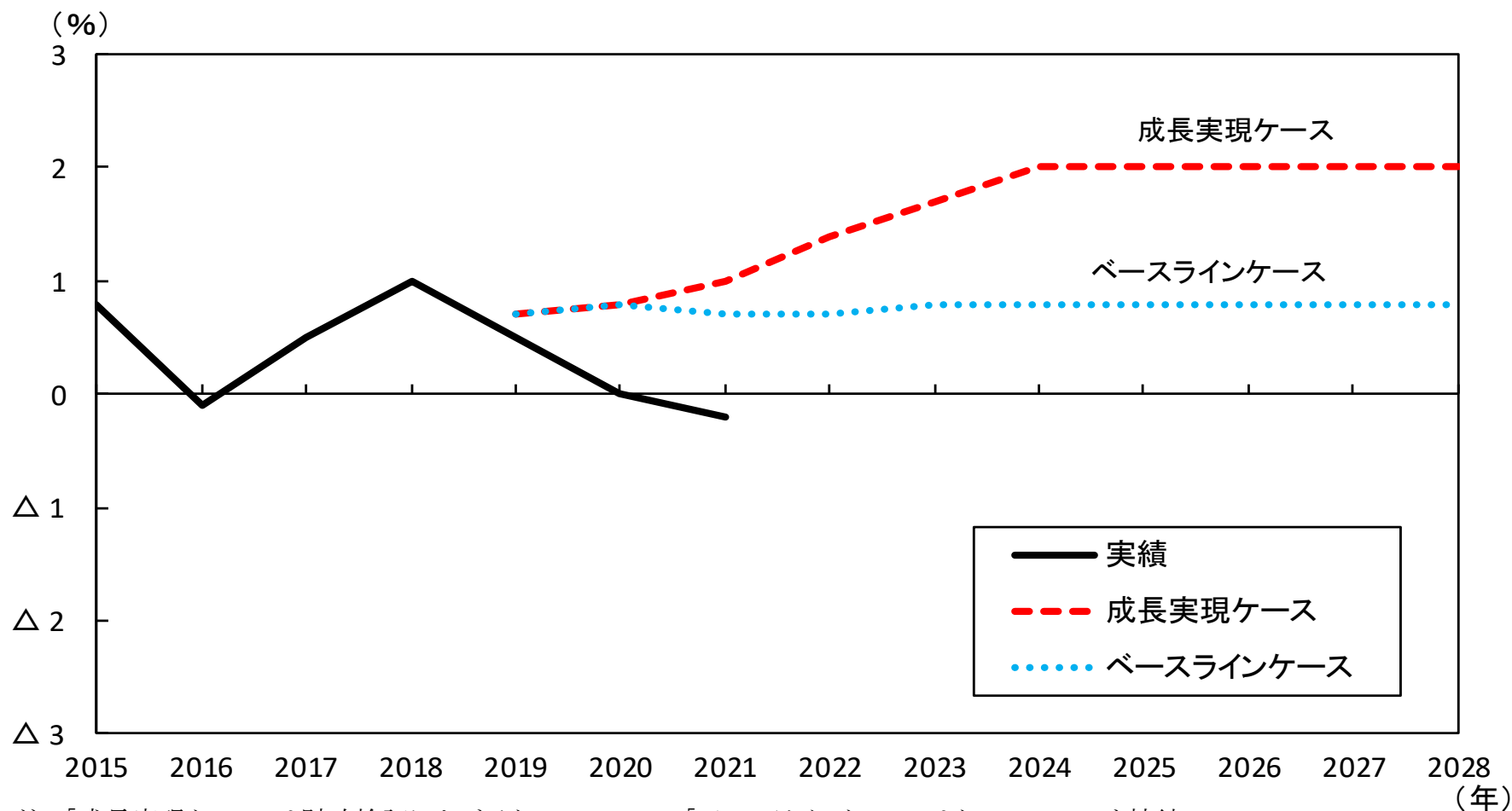


17. 物価上昇率の実績と前提との比較

報告書

233、234ページ

令和3(2021)年の実績は、原油価格の上昇などによるガソリン、灯油などの上昇があったものの、携帯電話の通信料が大幅に下落したことから前年比 $\Delta 0.2\%$ になっており、成長実現ケース、ベースラインケースのいずれの前提も下回っている。



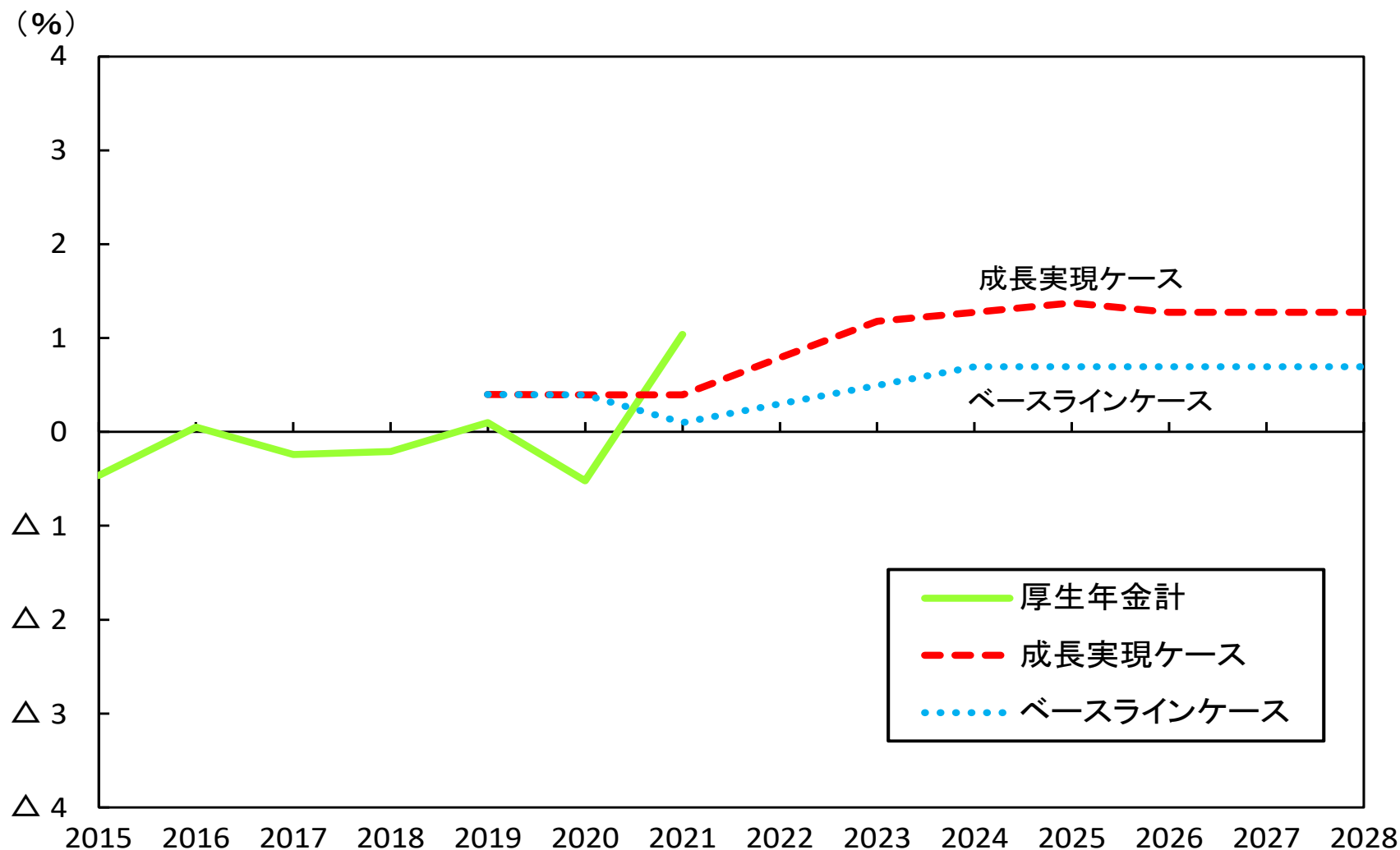
注 「成長実現ケース」は財政検証におけるケースⅠ～Ⅲ、「ベースラインケース」はケースⅣ～Ⅵと接続。

18. 実質賃金上昇率の実績と前提との比較

報告書

235、236ページ

令和3(2021)年度の実質賃金上昇率(対物価上昇率でみた賃金上昇率)の実績は、財政検証における前提を上回っている。



注 「成長実現ケース」は財政検証におけるケースⅠ～Ⅲ、「ベースラインケース」はケースⅣ～Ⅵと接続。

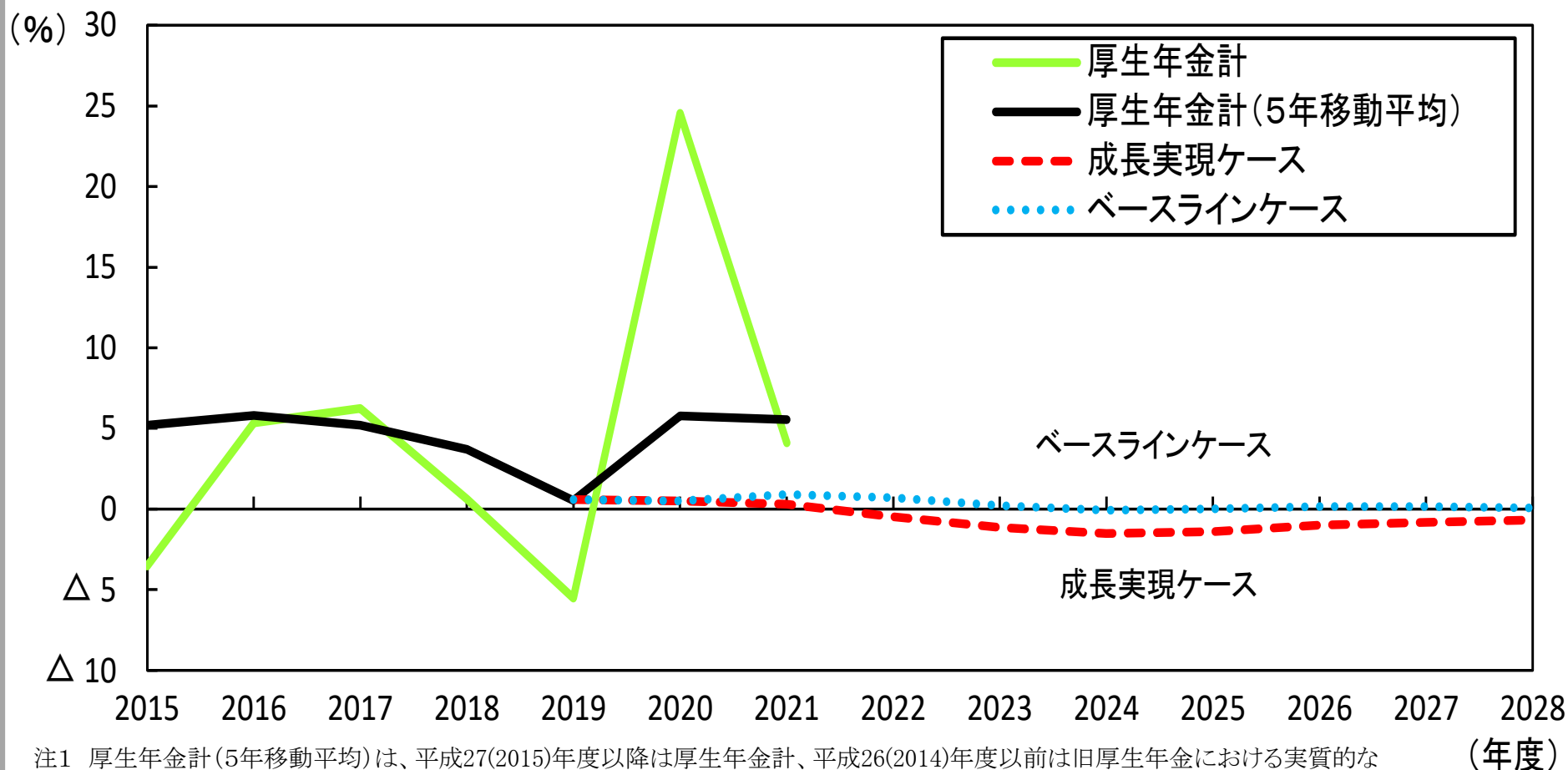
(年度)

19. 実質的な運用利回りの実績と前提との比較

報告書

238、239ページ

令和3(2021)年度の実質的な運用利回り(対名目賃金上昇率でみた運用利回り)の実績は、外国株式市場の大幅な上昇や円安により、財政検証における前提を上回っている。



注1 厚生年金計(5年移動平均)は、平成27(2015)年度以降は厚生年金計、平成26(2014)年度以前は旧厚生年金における実質的な運用利回りについて、その年度以前の5年度分を平均したものである。

注2 「成長実現ケース」は財政検証におけるケースⅠ～Ⅲ、「ベースラインケース」はケースⅣ～Ⅵと接続。

運用利回りについて実績と財政検証における前提とを比較する際には、公的年金では保険料や新規裁定の給付費が名目賃金上昇率を基本として増減することから、長期的な観点からは、実質的な運用利回りにより比較することが適当。

20. 労働力率の実績と前提との比較

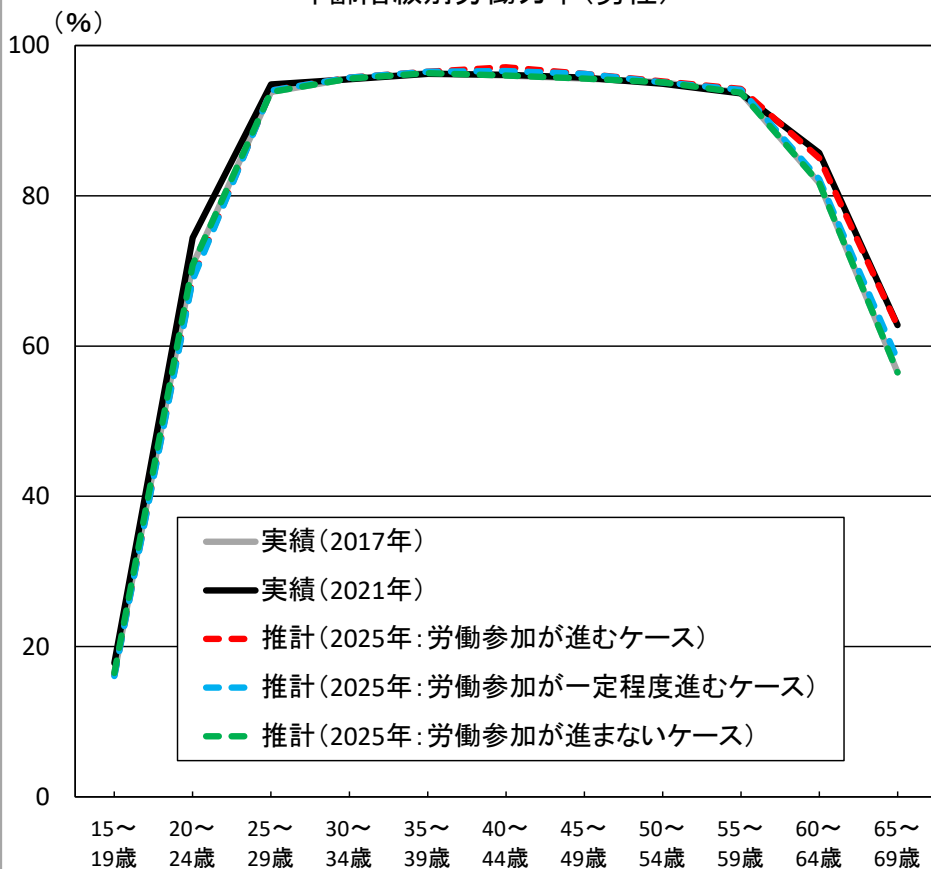
報告書

240～242ページ

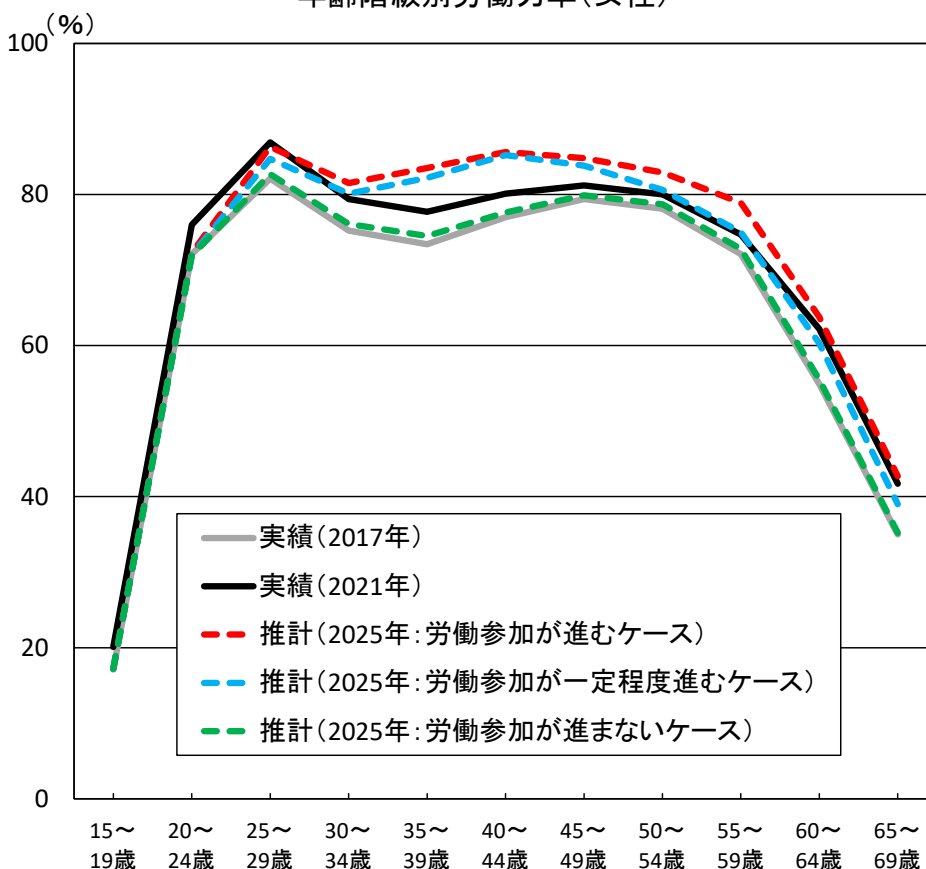
令和3(2021)年の実績と令和7(2025)年の労働参加が進むケースの推計値を比較すると※、男性では15～29歳及び60歳以上、女性では15～29歳において、実績が推計値を上回っている。

※比較している推計値が実績より4年先のものであることに留意が必要。

年齢階級別労働力率(男性)



年齢階級別労働力率(女性)



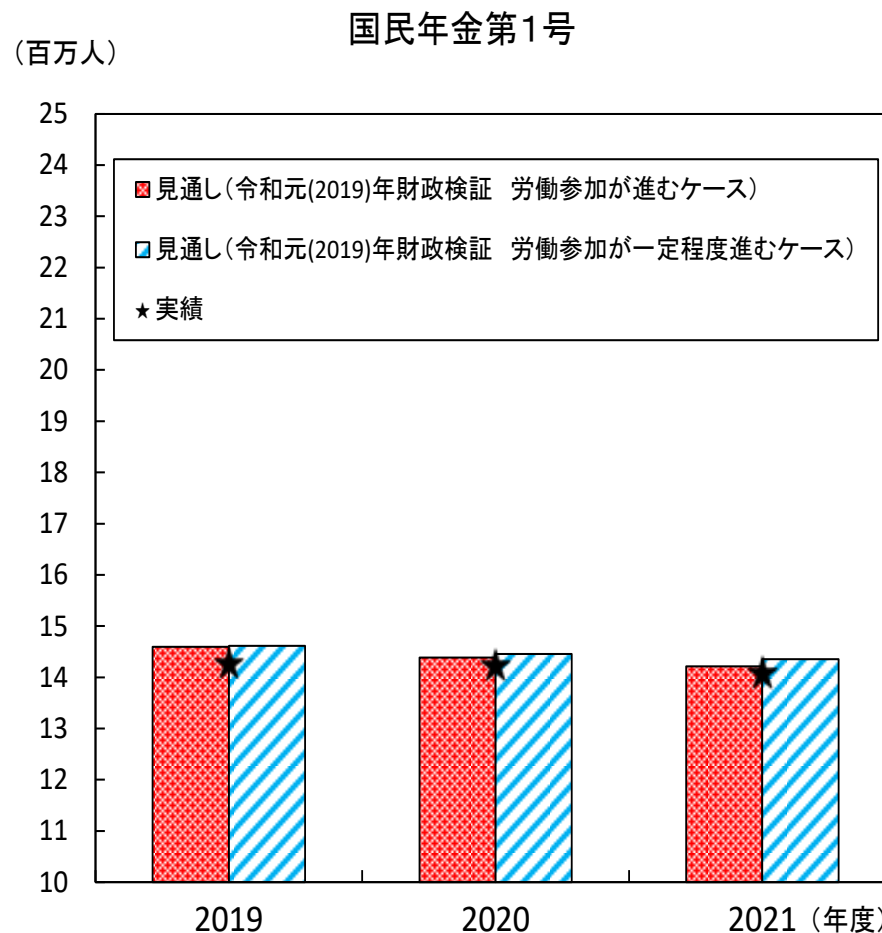
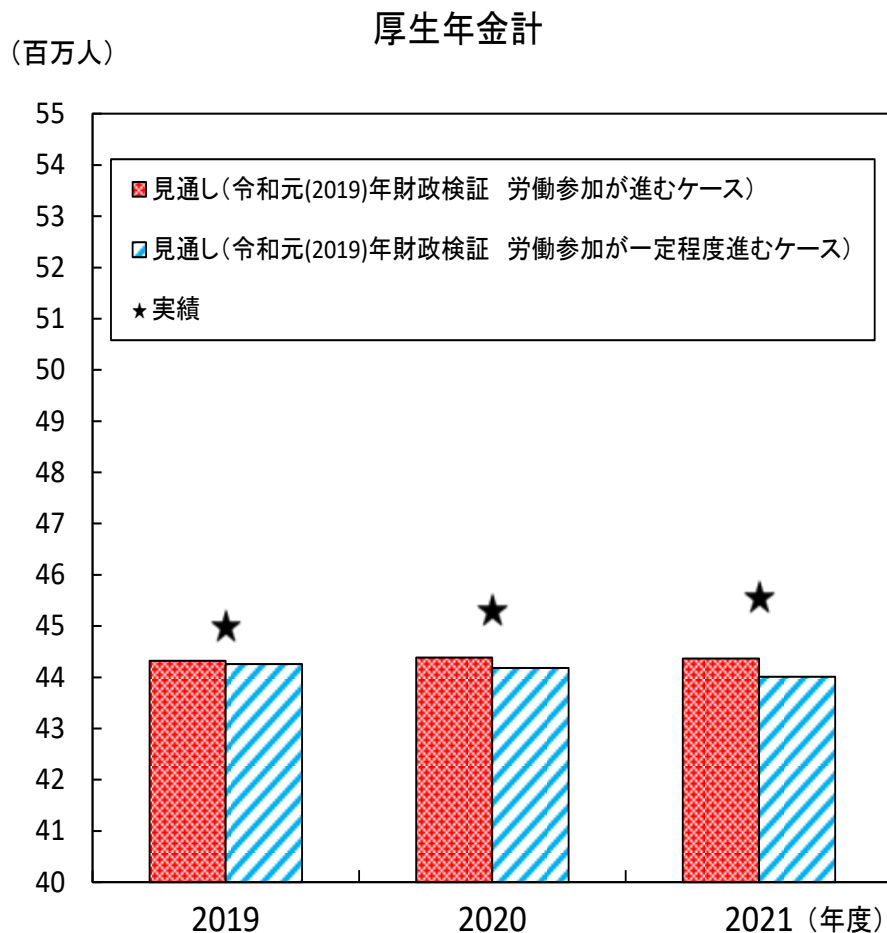
注 「労働参加が進むケース」は財政検証におけるケースⅠ～Ⅲ、「労働参加が一定程度進むケース」はケースⅣ・Ⅴ、「労働参加が進まないケース」はケースⅥに対応。

21. 被保険者数の実績と将来見通しとの比較

報告書

245、246ページ

令和3(2021)年度は、厚生年金計では実績(下図の★印)が将来見通し(棒グラフ)を上回っており、国民年金第1号被保険者では実績が将来見通しを下回っている。



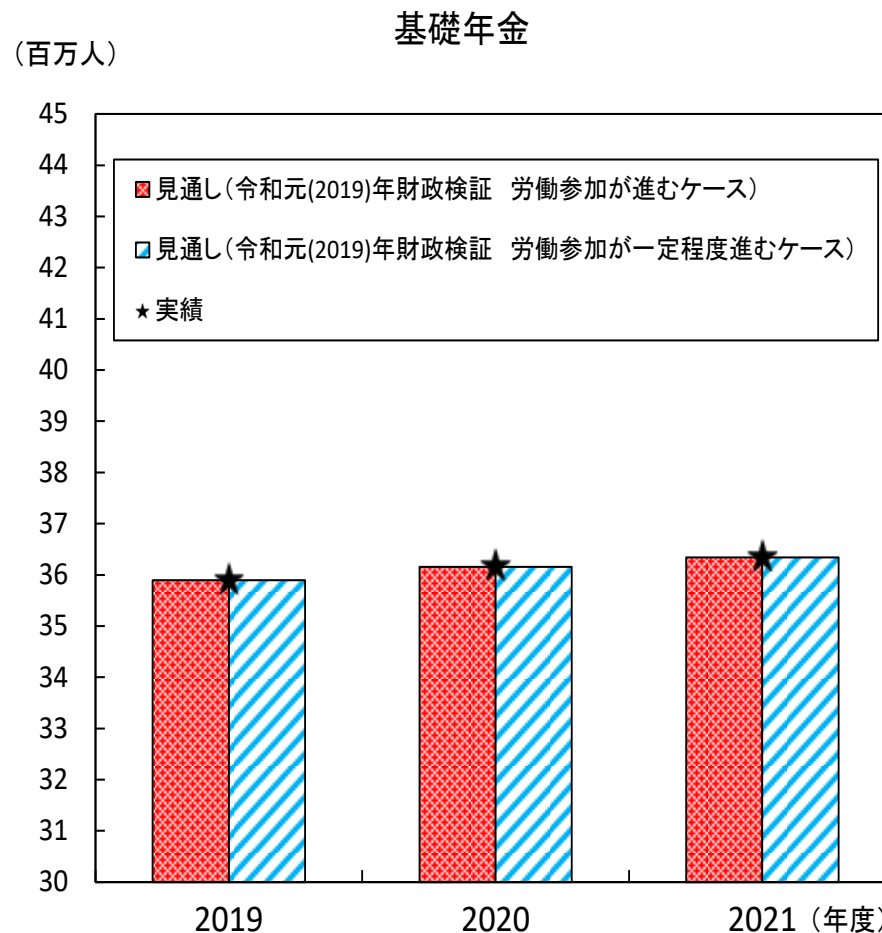
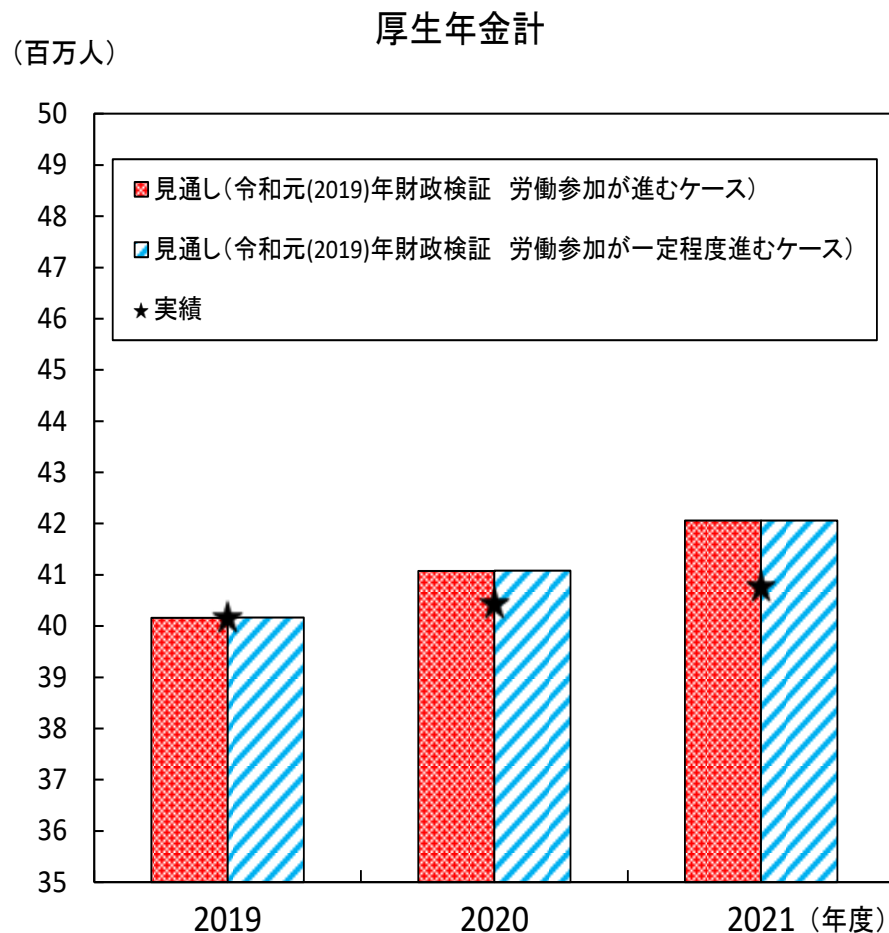
注 「労働参加が進むケース」は財政検証におけるケースⅠ～Ⅲ、「労働参加が一定程度進むケース」はケースⅣ・Ⅴに対応。

22. 受給者数の実績と将来見通しとの比較

報告書

248、249ページ

令和3(2021)年度は、厚生年金計では実績(下図の★印)は将来見通し(棒グラフ)を下回っているが、基礎年金では実績は将来見通しとほぼ同水準である。

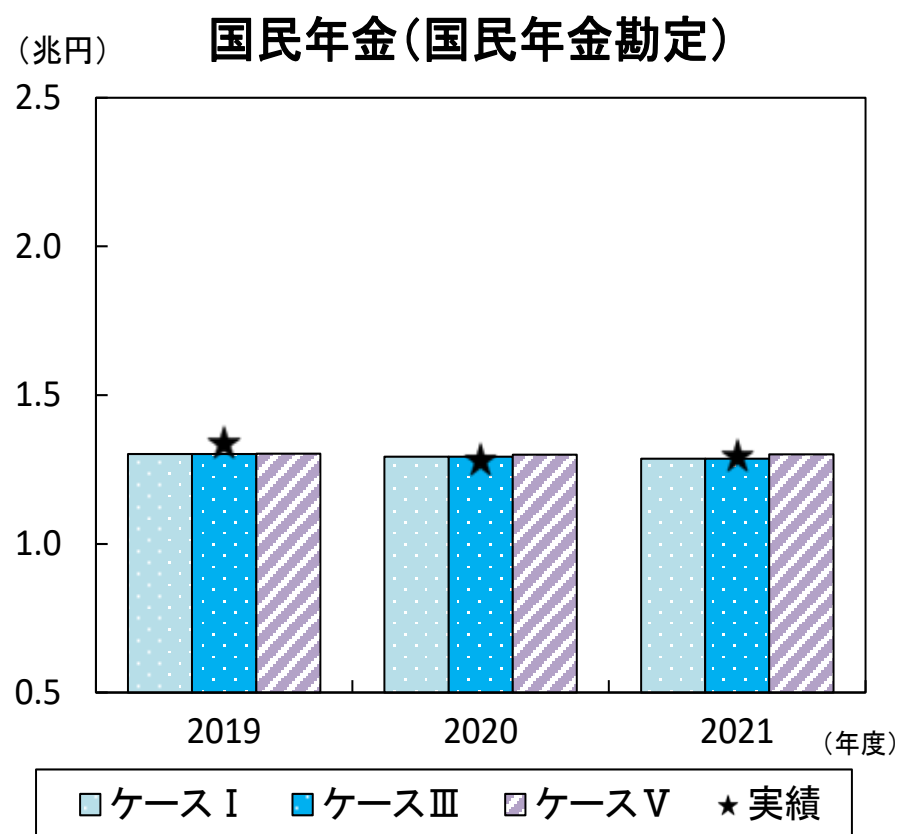
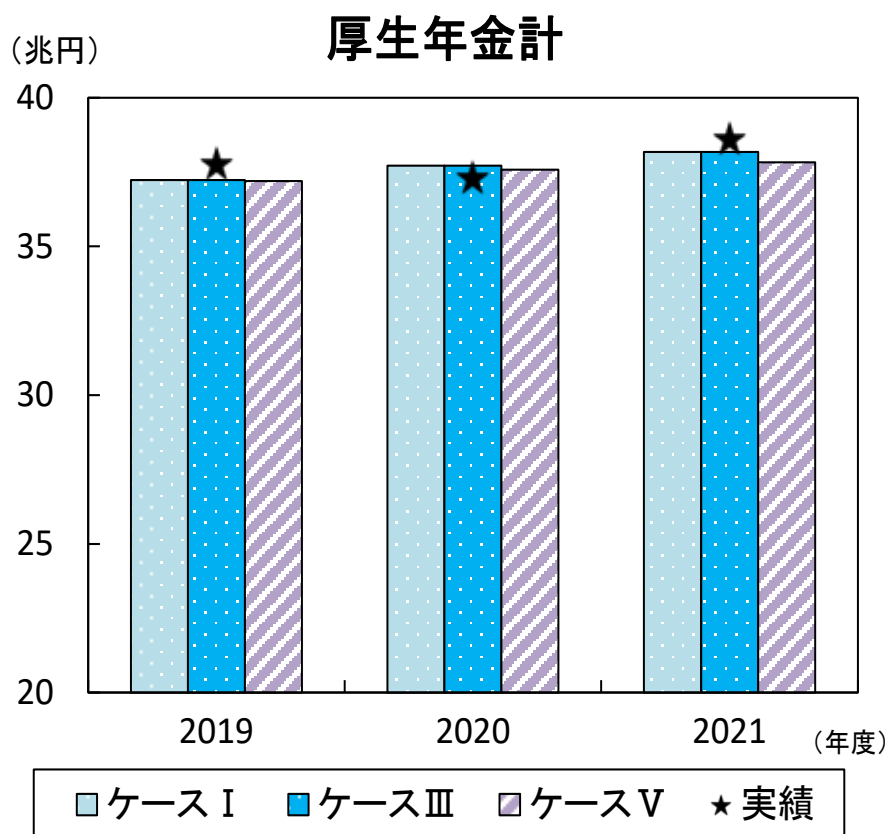


注 「労働参加が進むケース」は財政検証におけるケースⅠ～Ⅲ、「労働参加が一定程度進むケース」はケースⅣ・Ⅴに対応。

23. 保険料収入の実績と将来見通しとの比較

報告書
250ページ

令和3(2021)年度は、厚生年金計、国民年金(国民年金勘定)ともに実績(下図の★印)が将来見通し(棒グラフ)を上回っている。



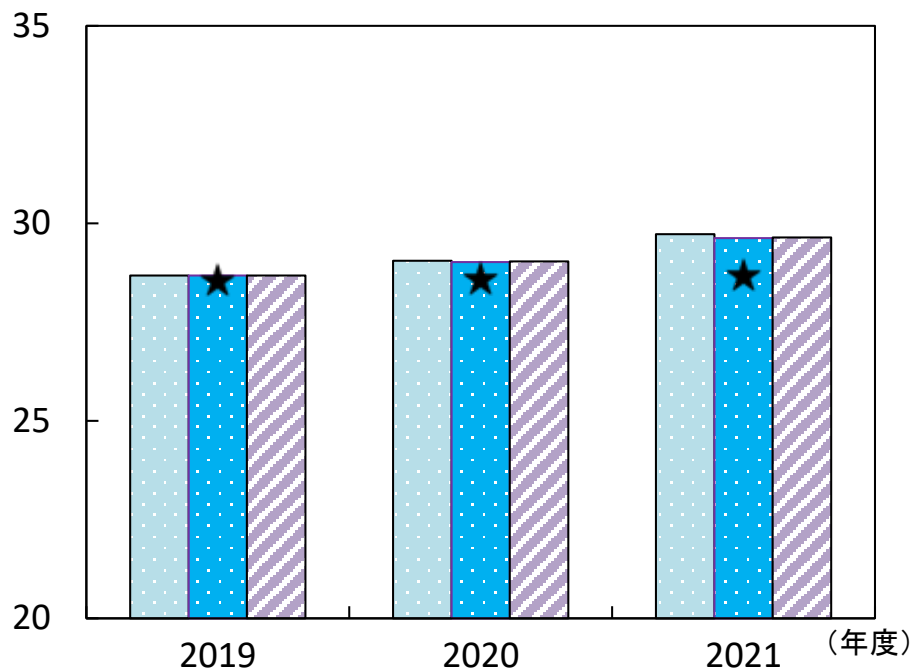
24. 給付費の実績と将来見通しとの比較

報告書
252ページ

令和3(2021)年度は、厚生年金計では実績(下図の★印)が将来見通し(棒グラフ)を下回り、国民年金(国民年金勘定)【国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者に係る付加年金等の国民年金独自の給付に係るもの】では実績が将来見通しを上回っている。

厚生年金計

(兆円)

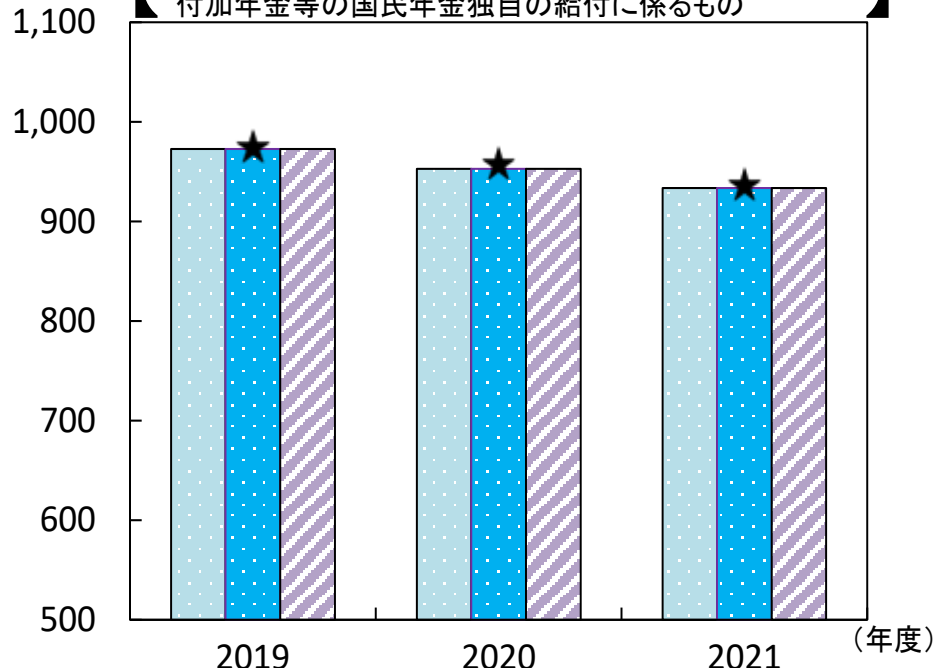


■ ケース I ■ ケース III ■ ケース V ★ 実績

国民年金(国民年金勘定)

(億円)

【国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者に係る付加年金等の国民年金独自の給付に係るもの】



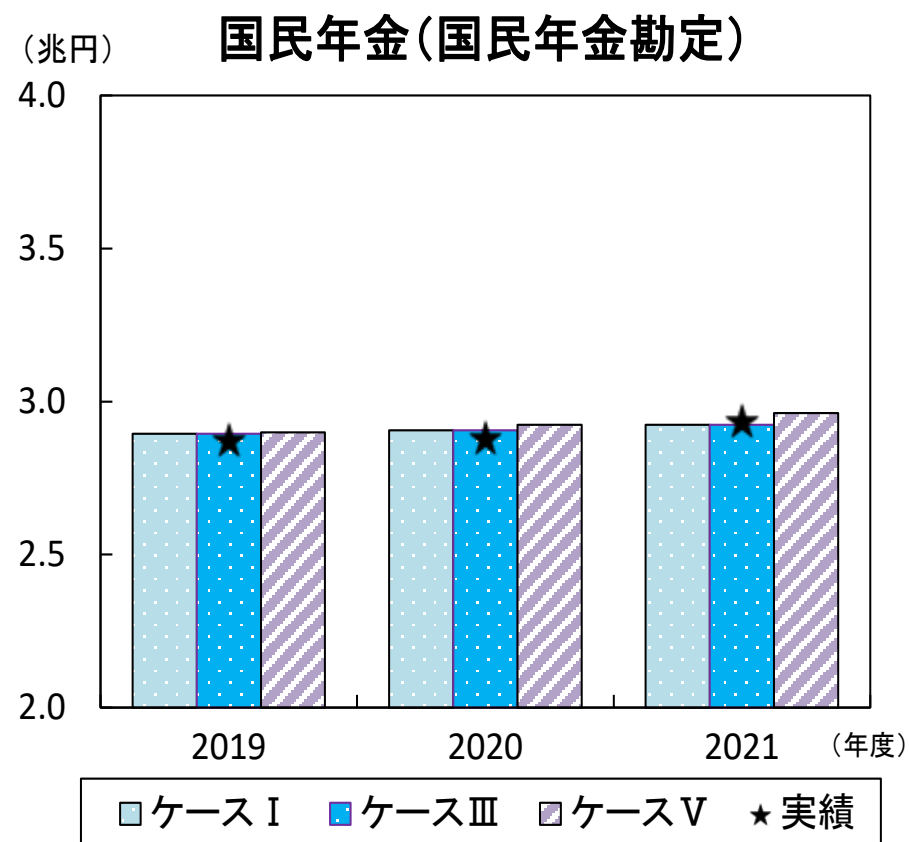
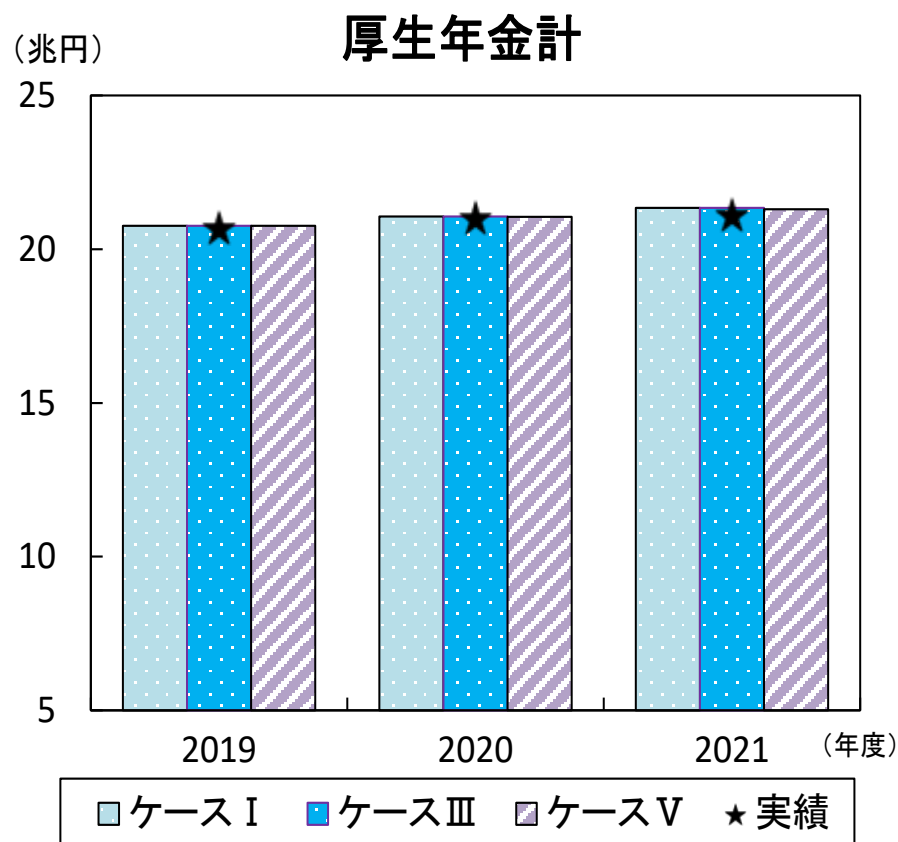
■ ケース I ■ ケース III ■ ケース V ★ 実績

注. 基礎年金及び基礎年金に相当する旧法の給付を含まない。

25. 基礎年金拠出金の実績と将来見通しとの比較

報告書
253～255ページ

令和3(2021)年度は、厚生年金計では実績(下図の★印)が将来見通し(棒グラフ)を下回っており、国民年金(国民年金勘定)では実績が将来見通しとほぼ同水準である。



26. 積立金の実績と将来見通しとの比較

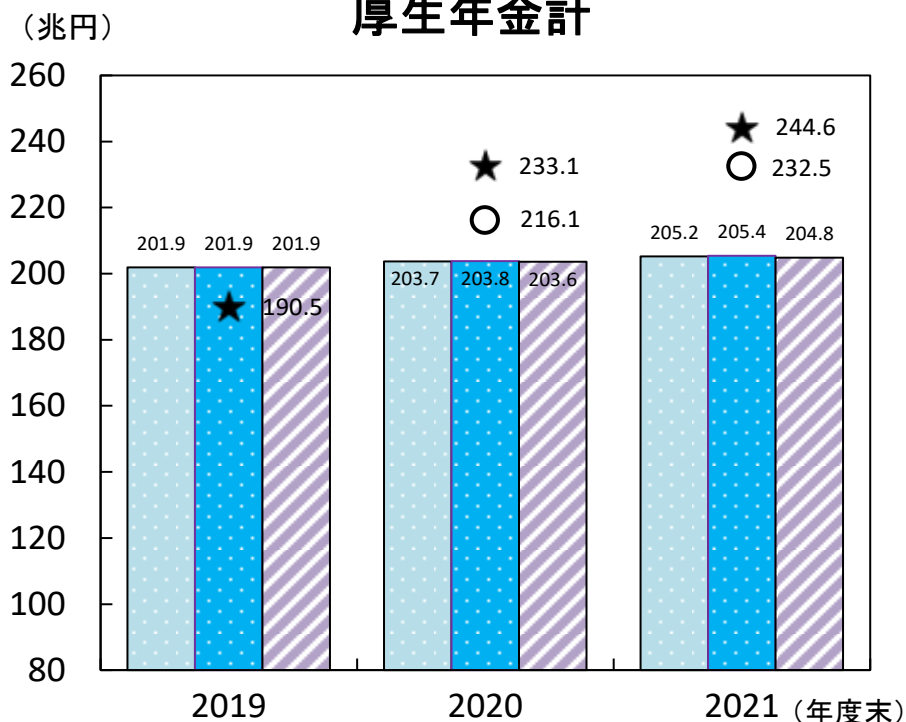
報告書
258ページ

○ 令和3(2021)年度末は、外国株式市場の大幅な上昇や円安により、厚生年金計、国民年金(国民年金勘定)のいずれも実績(下図の★印)が将来見通し(棒グラフ)を上回っている。

○ 時価評価による変動を平滑化した後[※]の積立金額(下図の○印、令和2(2020)年度から算出)についても、令和3(2021)年度末は将来見通しを上回っている。

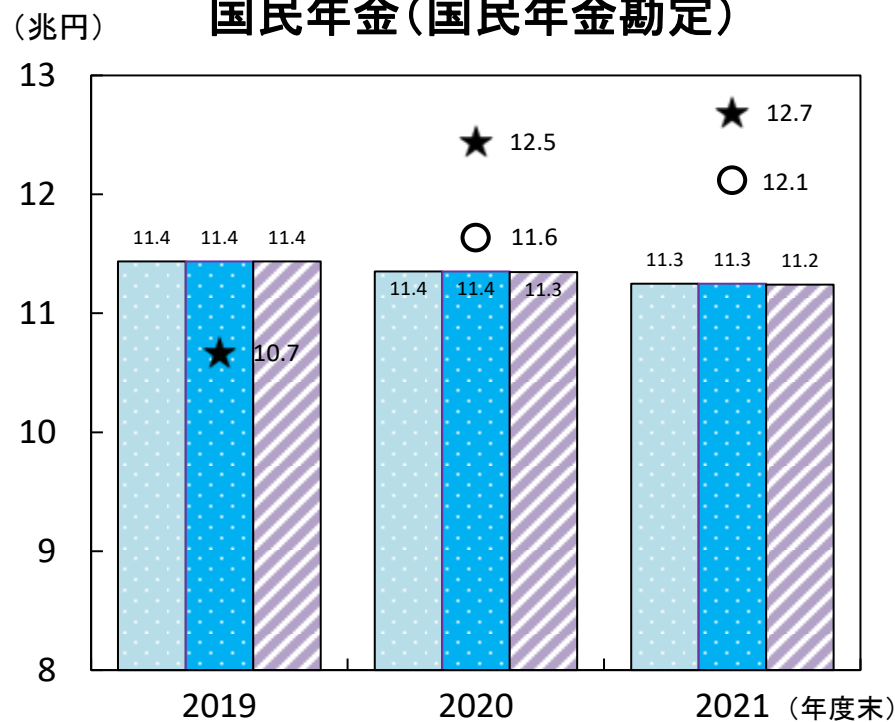
※ 時価ベースの運用収益と過去の平均収益の差額について過去5年度分を平滑化して積立金評価に反映

厚生年金計



■ ケース I ■ ケース III ■ ケース V ★ 実績 ○ 平滑化後

国民年金(国民年金勘定)



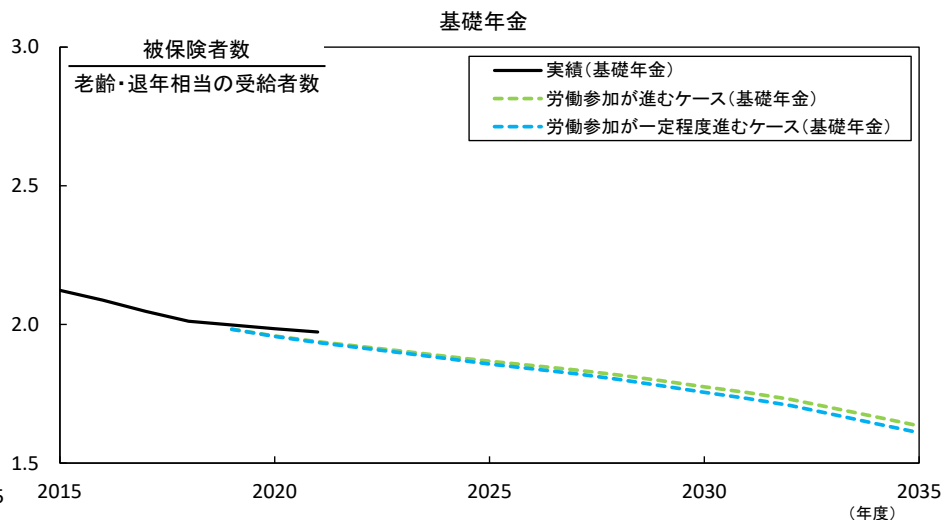
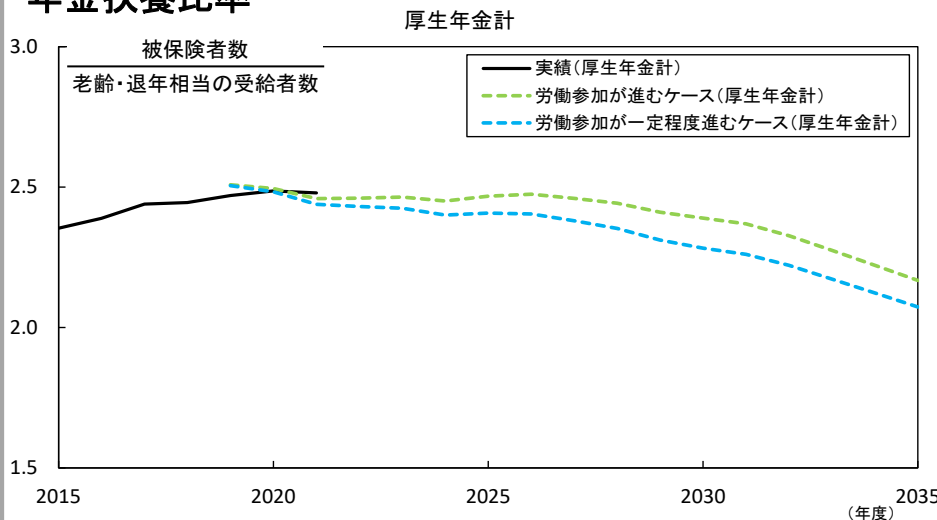
■ ケース I ■ ケース III ■ ケース V ★ 実績 ○ 平滑化後

27. 財政指標の実績と将来見通しとの比較

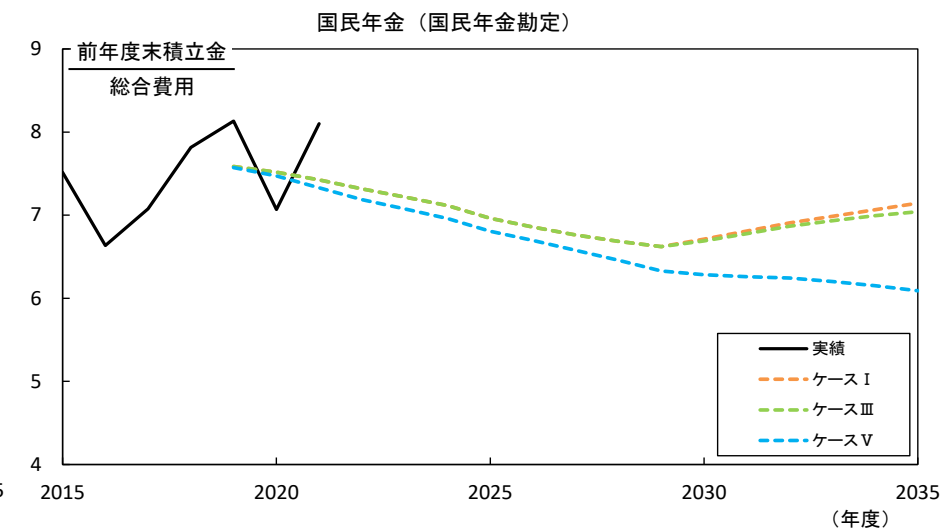
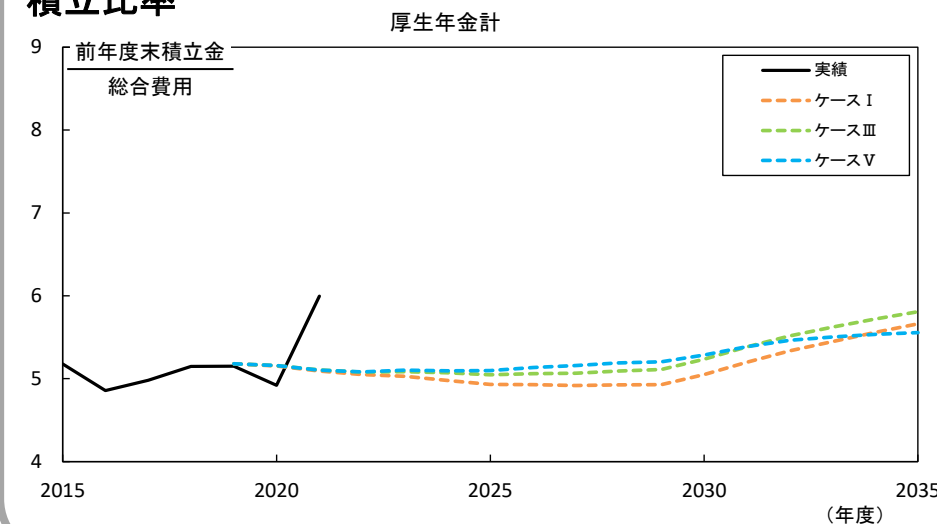
報告書
259、260、
264、265ページ

- 令和3(2021)年度の年金扶養比率は、厚生年金計、基礎年金ともに実績が将来見通しを上回っている。
- 令和3(2021)年度の積立比率は、厚生年金計、国民年金(国民年金勘定)ともに実績が将来見通しを上回っている。

年金扶養比率



積立比率



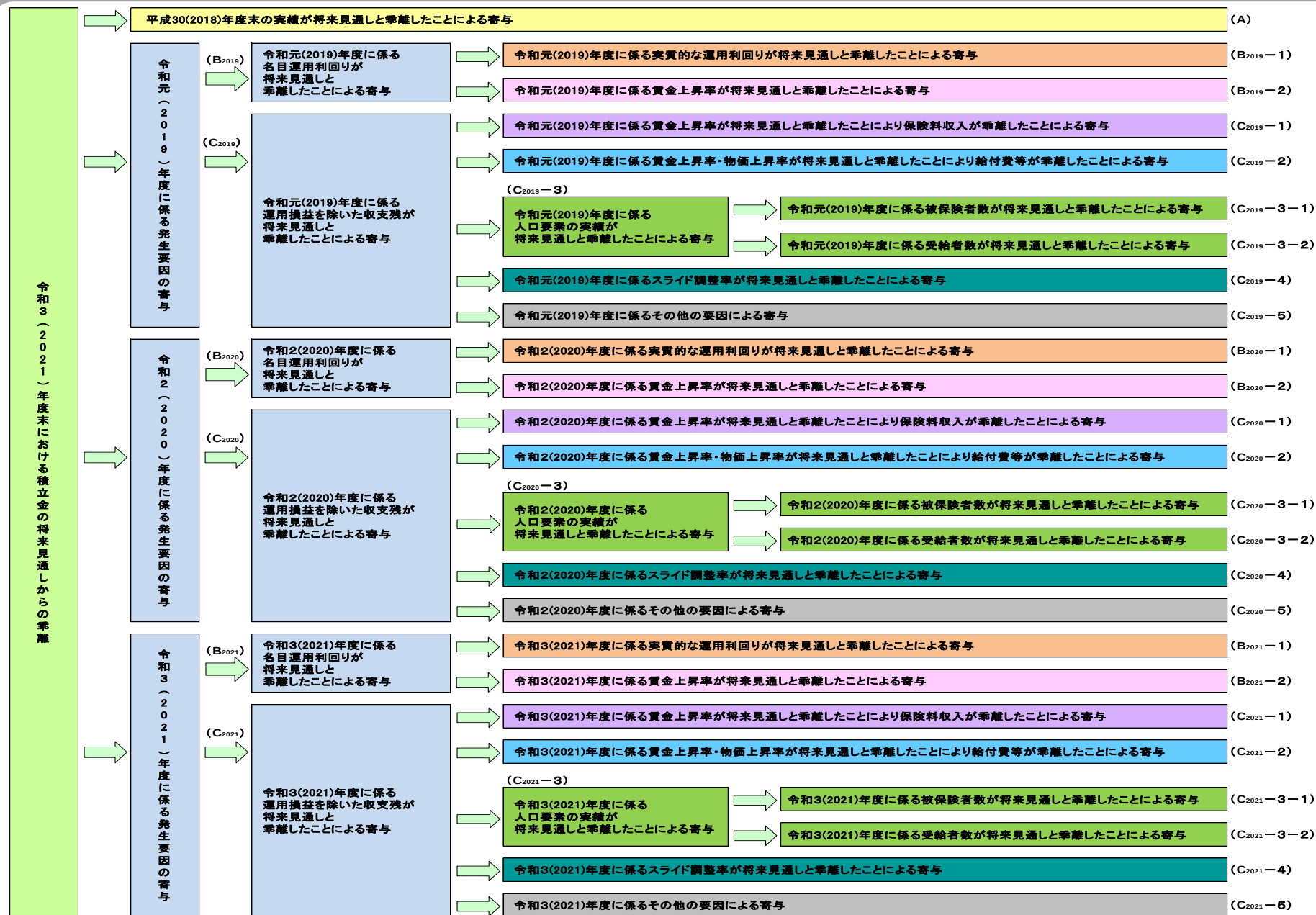
積立金の乖離の分析と 財政状況の評価

(第3章第4、5、6節より抜粋)

- 28. 積立金の実績と将来見通しの乖離分析の流れ
- 29. 積立金の実績と将来見通しの発生年度ごとの乖離状況
- 30. 積立金の乖離分析の結果(令和3(2021)年度発生分・厚生年金計)
- 31. 積立金の乖離分析の結果(令和3(2021)年度発生分・国民年金)
- 32. 厚生年金の財政状況の評価①
- 33. 厚生年金の財政状況の評価②
- 34. 公的年金の財政状況の評価

28. 積立金の実績と将来見通しの乖離分析の流れ

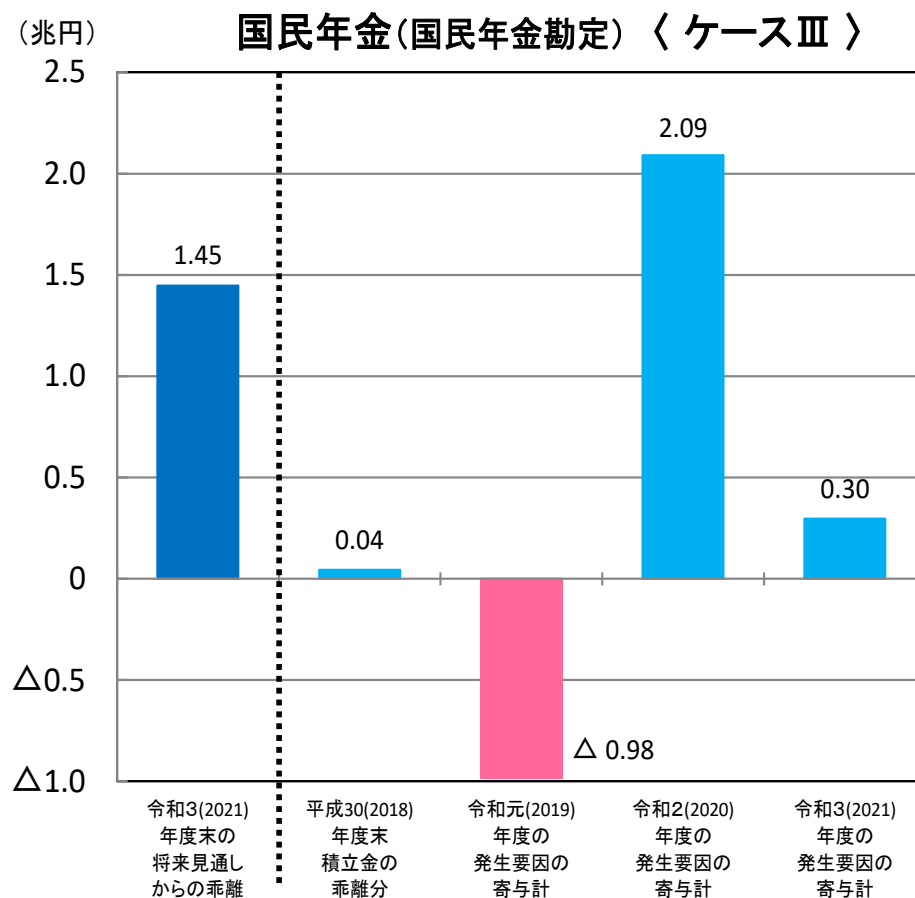
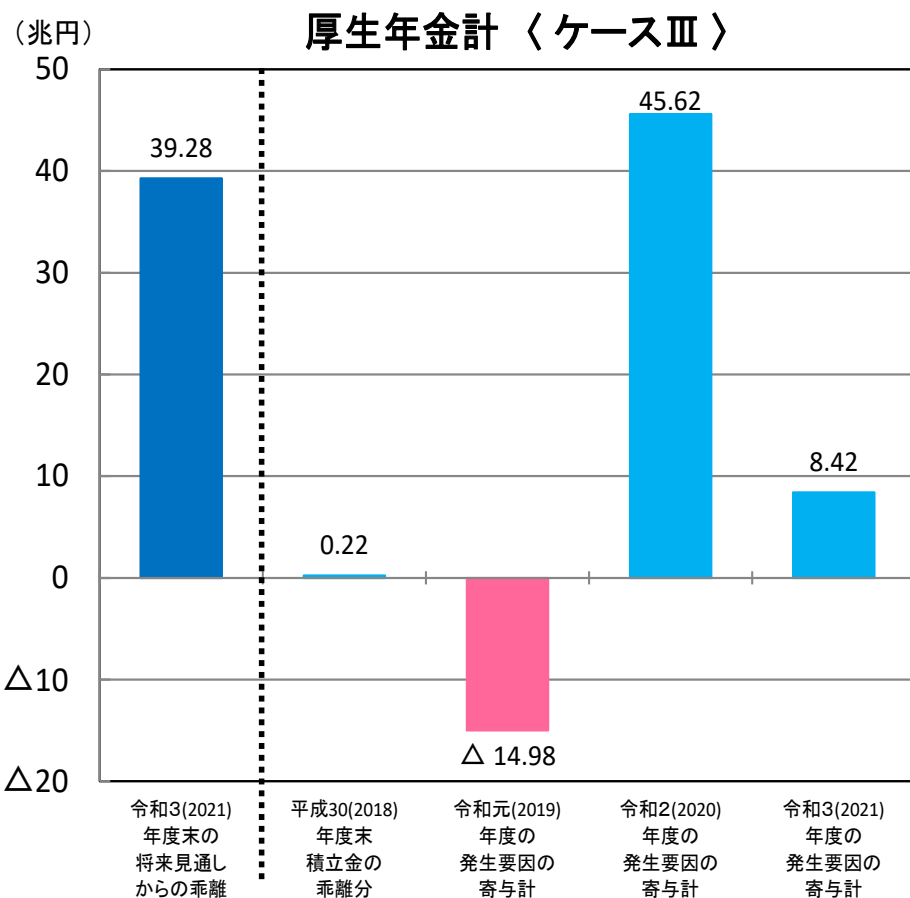
報告書
266～268ページ



29. 積立金の実績と将来見通しの発生年度ごとの乖離状況

報告書
269～277ページ

厚生年金計及び国民年金(国民年金勘定)の令和3(2021)年度末積立金は、実績が将来見通しを上回っているが、これは、令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度に係る発生要因の寄与計の合計が令和元(2019)年度に係る発生要因のマイナスの寄与計を上回ってプラスになっていることによるものである。

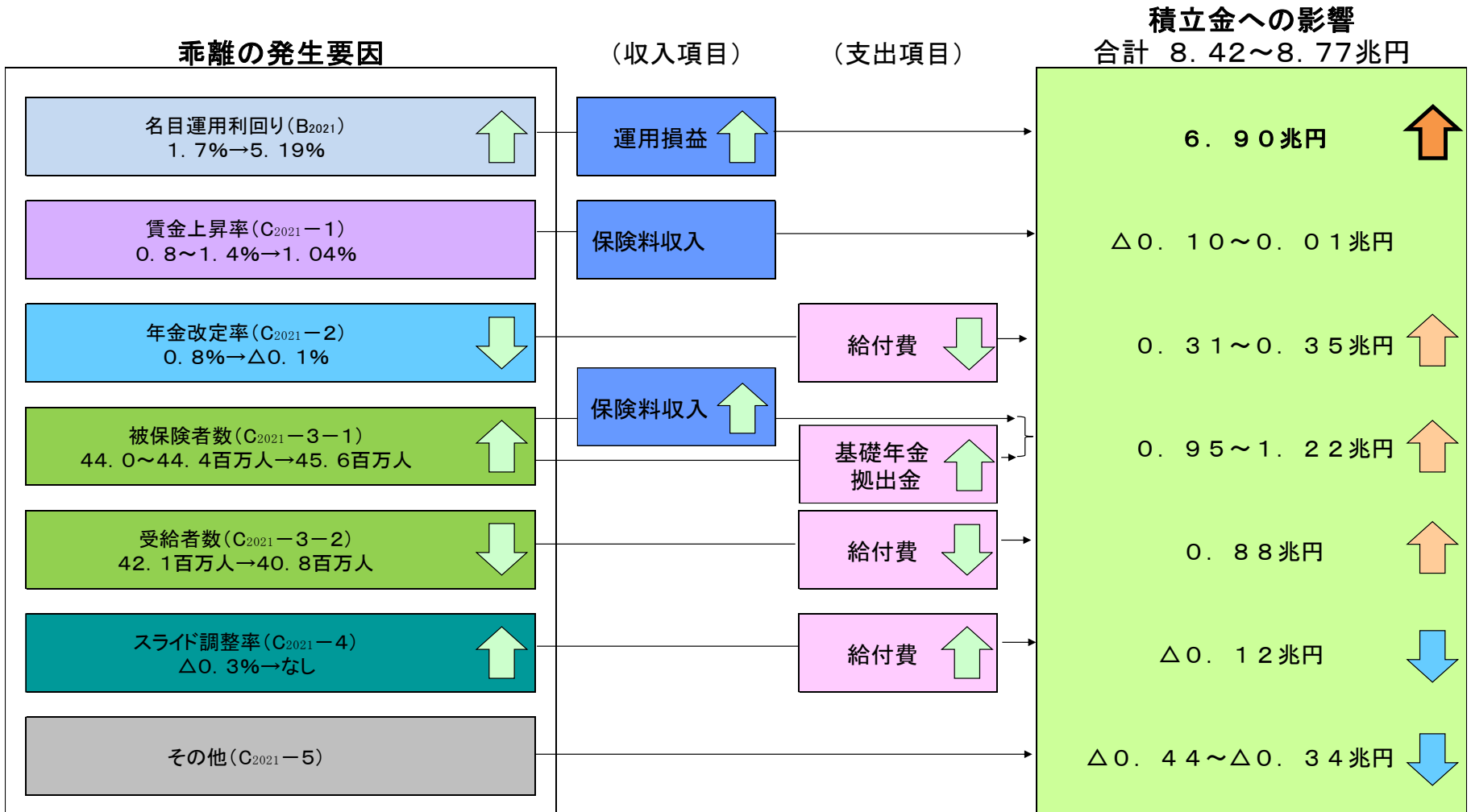


注 ケースⅠ、ケースⅤについても、同様の結果となる。

30. 積立金の乖離分析の結果(令和3(2021)年度発生分・厚生年金計)

令和3(2021)年度に生じた厚生年金計の積立金の乖離(8.42~8.77兆円)は、主として外国株式市場の大幅な上昇や円安による名目運用利回りの乖離によるもの(6.90兆円)である。

厚生年金計

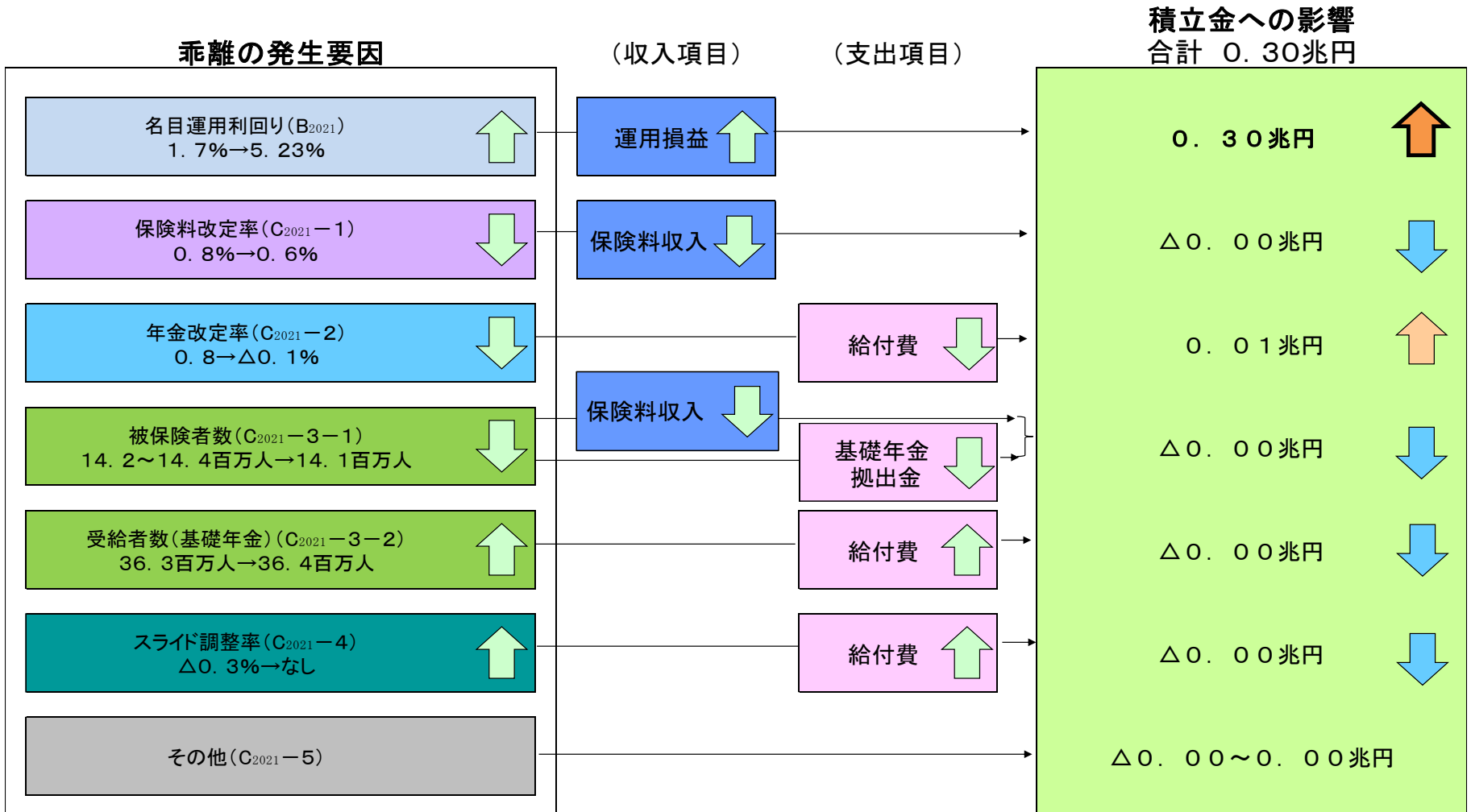


注 積立金の乖離を要因別に取り出して集約し、ケースⅠ、ケースⅢ、ケースⅤのうちの最大値及び最小値を表示したものである。 30

31. 積立金の乖離分析の結果(令和3(2021)年度発生分・国民年金)

令和3(2021)年度に生じた国民年金の積立金の乖離(0.30兆円)は、主として外国株式市場の大幅な上昇や円安による名目運用利回りの乖離によるもの(0.30兆円)である。

国民年金



注 積立金の乖離を要因別に取り出して集約し、ケースⅠ、ケースⅢ、ケースⅤのうちの最大値及び最小値を表示したものである。 31

32. 厚生年金の財政状況の評価①

報告書

280～287ページ

○ 厚生年金の財政状況の評価は、積立金の実績と「評価の基準となる積立金額(推計値)」との差を考察することにより行っている。

ここで、「評価の基準となる積立金額」とは、積立金の将来見通しを賃金上昇率及び物価上昇率の実績と財政検証における前提との乖離に対応する分だけ補正したものである※。

※ 報告書280、281ページ参照

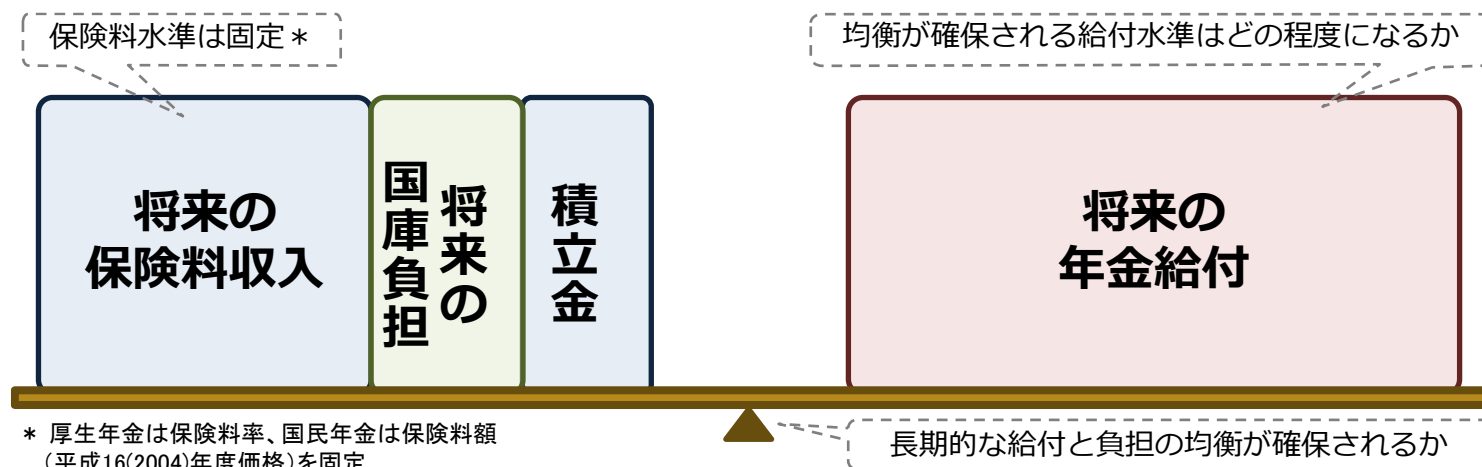
○ この考察では、

- ・公的年金財政の均衡が将来の保険料収入、国庫負担と現在保有する積立金をあわせた財源の全体と、将来の年金給付の全体で図られていること

- ・保険料水準が固定された上で、将来の給付費が将来の保険料収入及び積立金等の財源と均衡するように、給付水準を自動調整する仕組みとなっていること

などを踏まえ、財源(積立金及び将来の保険料収入)との対比をすることにより財政状況の評価をしている。

公的年金財政の均衡イメージ



33. 厚生年金の財政状況の評価②

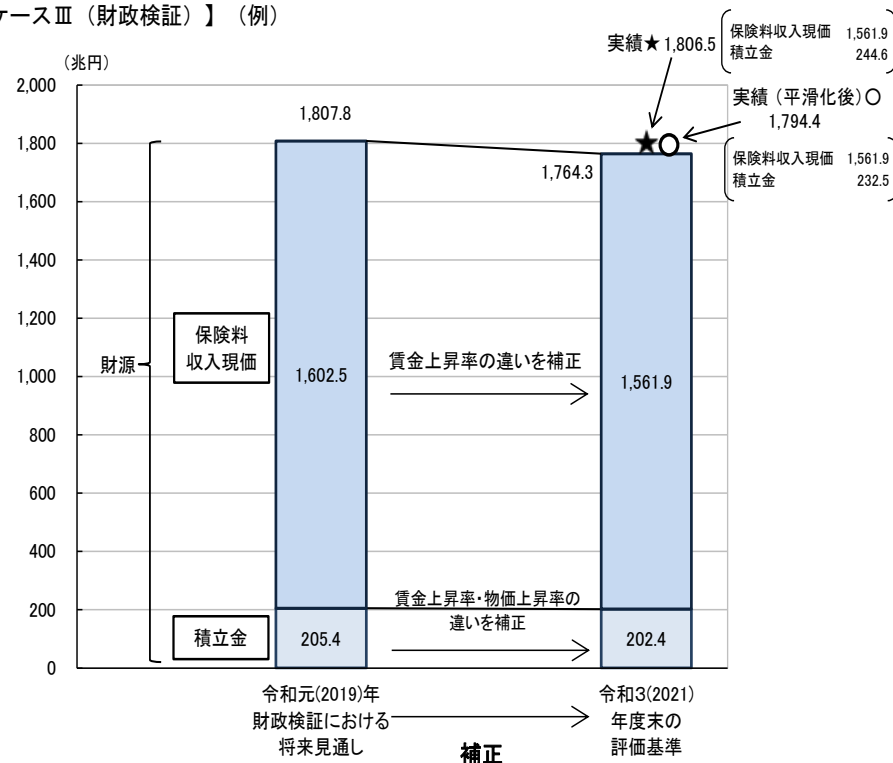
報告書
280～287ページ

令和3(2021)年度末における厚生年金の財政状況について、財政検証のケースⅠ、ケースⅢ及びケースⅤ並びに法改正後のケースⅢ及びケースⅤで分析を行った結果、積立金の実績と「評価の基準となる積立金額(推計値)」の差額は財源(積立金及び将来の保険料収入)との対比でプラス2.2～プラス2.4%となっている(時価評価による変動を平滑化した場合にはプラス1.6～1.7%)。

	ケースⅠ (財政検証)	ケースⅢ (財政検証)	ケースⅤ (財政検証)	ケースⅢ (法改正後)	ケースⅤ (法改正後)
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
積立金の実績 ①	244.6 [232.5]	244.6 [232.5]	244.6 [232.5]	244.6 [232.5]	244.6 [232.5]
評価の基準となる積立金(推計値) ②	202.4	202.4	203.0	202.4	203.0
積立金の実績と評価の基準となる積立金額(推計値)の差 ③=①-②	42.3 [30.2]	42.2 [30.1]	41.6 [29.5]	42.2 [30.1]	41.6 [29.5]
財源 (積立金及び将来の保険料収入) ④	1,880.6	1,764.3	1,768.5	1,776.5	1,778.8
	%	%	%	%	%
財源(積立金及び将来の保険料収入)に対する積立金の実績と評価の基準となる積立金額(推計値)の差の比率 ③/④	2.2 [1.6]	2.4 [1.7]	2.4 [1.7]	2.4 [1.7]	2.3 [1.7]

注 []は、時価評価による変動を平滑化した後のものである。

【ケースⅢ(財政検証)】(例)



※「評価の基準となる積立金額(推計値)」とは、積立金の将来見通しを賃金上昇率及び物価上昇率の実績と財政検証における前提との乖離に対応する分だけ補正したものである。

- 国民年金第1号被保険者数は財政検証の見通しを下回り、厚生年金被保険者数は上回る状況が続いていることが確認された。
一方で、令和元(2019)年以降の合計特殊出生率は、平成29(2017)年人口推計における出生中位と出生低位の仮定値の間に位置し、出生中位の仮定値との乖離は拡大していることが確認された。
- これらの将来見通しからの乖離が、一時的なものではなく中長期的に続いた場合には、年金財政に与える影響は大きなものとなる。
- 年金財政の観点からは、人口要素、経済要素等いずれも短期的な動向にとらわれることなく、長期的な観点から財政状況の動向を注視すべきである。

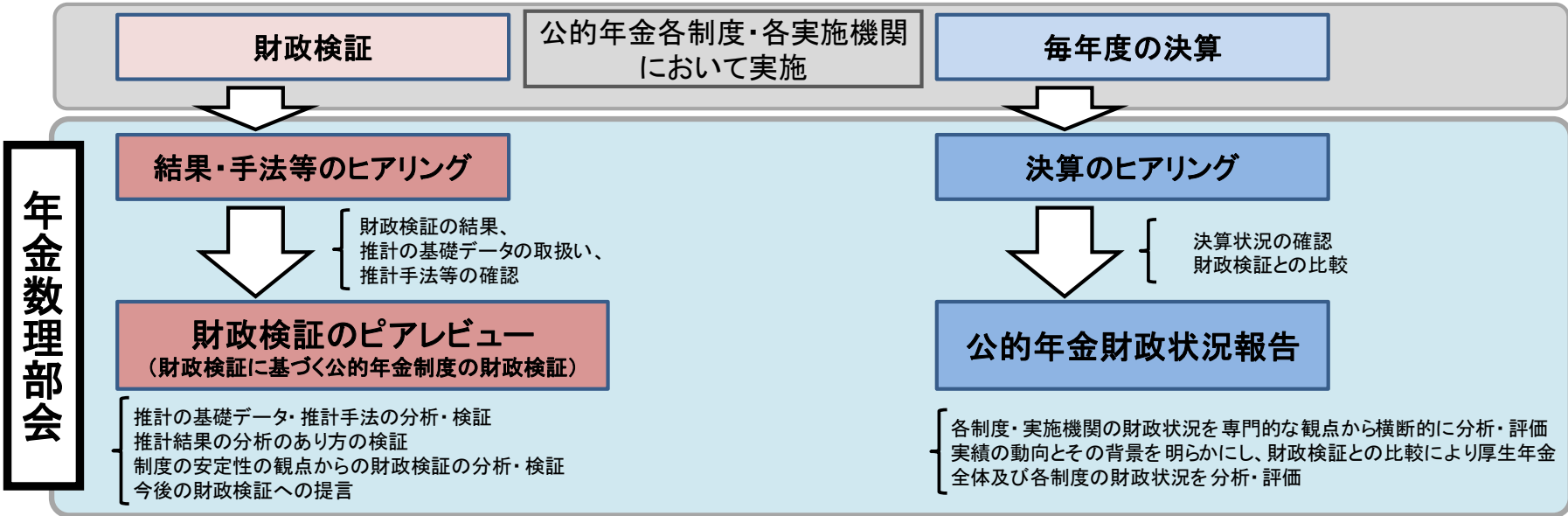
社会保障審議会年金数理部会について

社会保障審議会年金数理部会

- ・ 公的年金制度の一元化の推進に係る閣議決定(平成13(2001)年)の要請を踏まえ、「各被用者年金制度の安定性及び公平性の確保に関し、財政再計算時における検証及び毎年度の報告を求めること」などを審議内容とする部会として社会保障審議会に設置。
- ・ 平成27(2015)年10月に被用者年金制度が一元化された後も、制度の安定性の確保の観点から財政検証結果及び各年度の決算の報告を求め審議。

閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」(平成13(2001)年)

社会保障審議会に年金数理に関する専門的な知識、経験を有する者等から構成される部会を設け、当該部会において被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時における検証のほか、毎年度の報告を求めることを要請するものとする。



社会保障審議会年金数理部会の役割

公的年金各制度(・実施機関)

少なくとも5年ごとに年金財政の健全性を検証

- ・ 将来見通しの作成
- ・ 給付水準の自動調整(マクロ経済スライド)の開始・終了年度の見通しの作成

K年
財政検証

K+5年
財政検証

K年度
決算

K+1年度
決算

K+2年度
決算

K+3年度
決算

K+4年度
決算

毎年度の財政状況の分析、評価
(公的年金財政状況報告)

- ・実績や決算状況等の確認、分析、評価
- ・実績と将来見通しとの比較、分析、評価

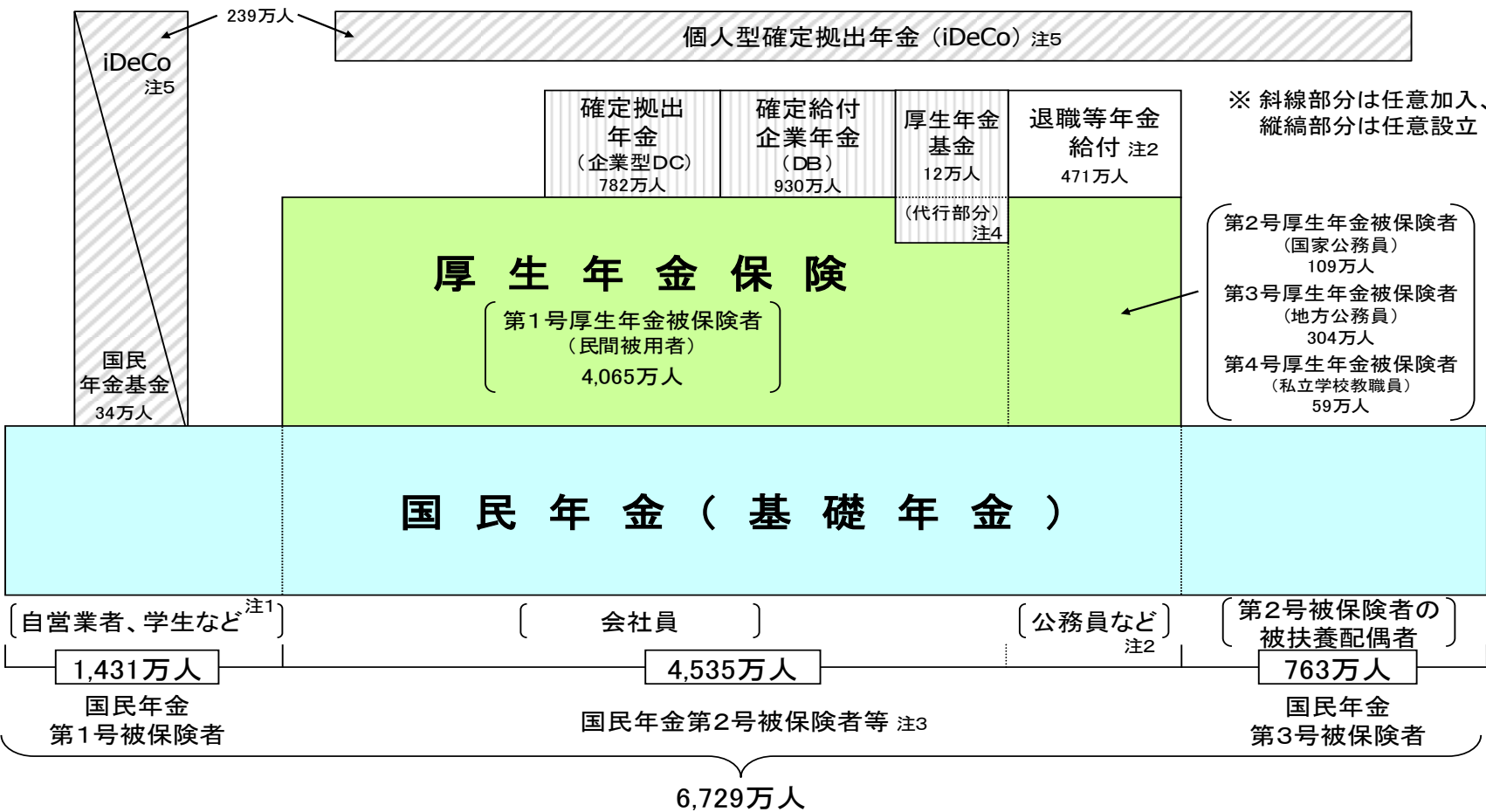
財政検証の
ピアレビュー

- ・結果、手法の検証

提案

年金数理部会

(数値は令和4(2022)年3月末時点の被保険者数・加入者数)



注 1 令和 2 (2020) 年国民年金被保険者実態調査によると、令和 2 (2020) 年 3 月末時点における国民年金第 1 号被保険者の就業状況は、自営業主が19.4%、家族従業者が7.5%、常用雇用が6.3%、パート・アルバイト・臨時が32.6%、無職が31.2%となっている。なお、同調査によると、第 1 号被保険者のうちの学生の割合は21.1%となっている。

注 2 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27(2015)年10月1日から公務員および私立学校教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付(年金払い退職給付)を創設。ただし、平成27(2015)年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27(2015)年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

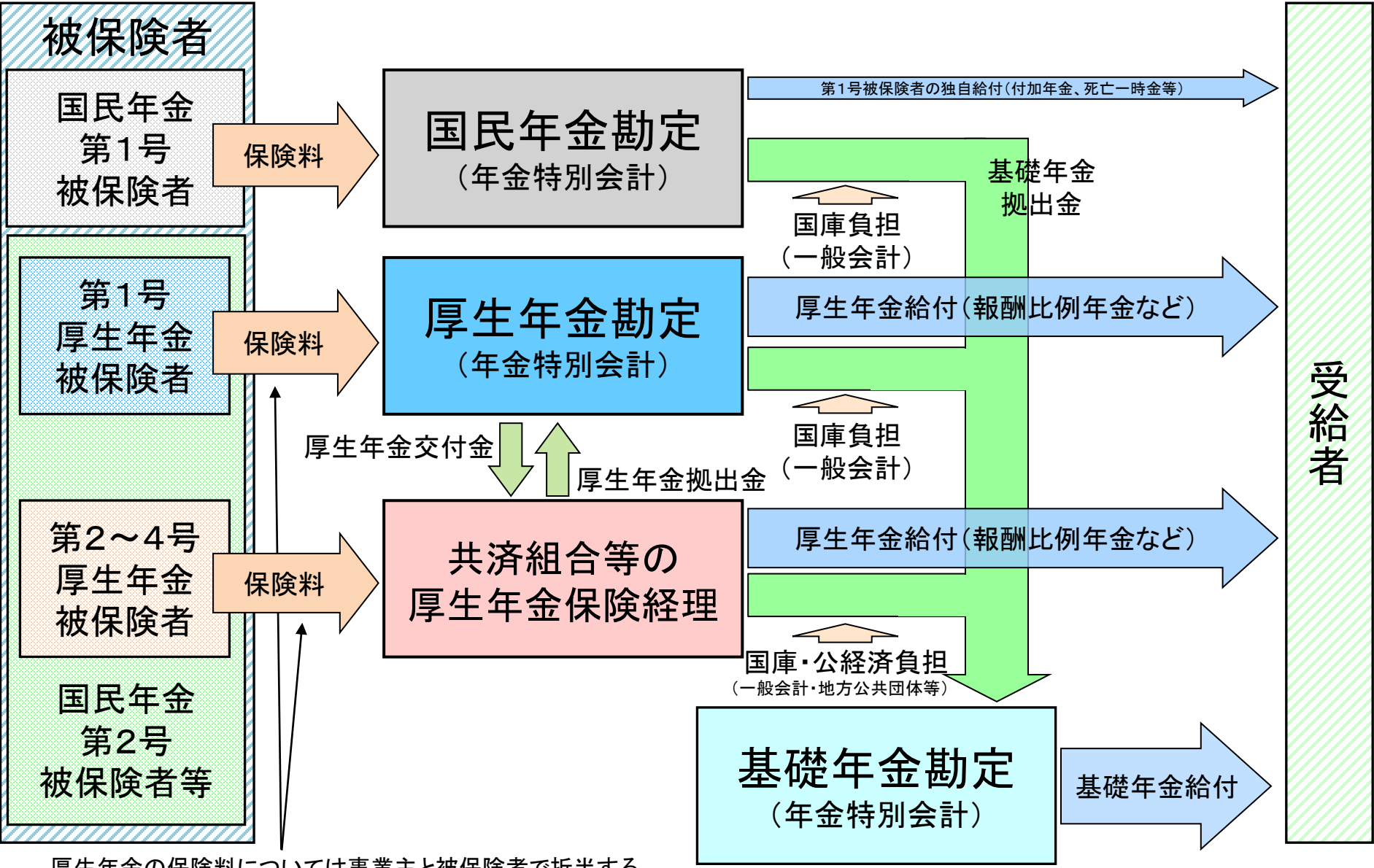
注 3 国民年金第 2 号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう(国民年金第 2 号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

注 4 厚生年金基金は、老齢厚生年金の一部(図の「代行部分」)を国に代わって支給する。

注 5 個人型確定拠出年金(iDeCo)は、平成29(2017)年1月から加入対象者に企業年金を実施している企業の労働者や公務員、専業主婦等を追加し、基本的に60歳未満のすべての被保険者が加入できるように拡充された。

(参考資料4) 公的年金の財政の仕組み

被保険者は被保険者の区分に応じて、国民年金勘定、厚生年金勘定または共済組合等の厚生年金保険経理に保険料を支払い、基礎年金は基礎年金勘定から、それ以外の給付は保険料を支払った勘定（経理）から支払われる。



厚生年金の保険料については事業主と被保険者で折半する。

※ 経過的措置等の終了した後の姿である。